

(仮称) 刈谷駅地域交流拠点施設設計施工業務委託

公募型プロポーザル

元設計

令和7年4月

図面リスト

図面番号	図面名称		縮尺 (A2版)	図面番号	図面名称		縮尺 (A2版)	図面番号	図面名称		縮尺 (A2版)
	建 築				電 気				撤 去		
A-000	図面リスト		-								
A-001	建築工事特記仕様書 1/10		N.S.	E-001	電気設備工事特記仕様書 1/6		N.S.	T-001	撤去図 1・2階天井伏図		1/100, 200 1/300
A-002	建築工事特記仕様書 2/10		N.S.	E-002	電気設備工事特記仕様書 2/6		N.S.	T-002	撤去図 断面図・立面図		1/100
A-003	建築工事特記仕様書 3/10		N.S.	E-003	電気設備工事特記仕様書 3/6		N.S.	T-003	撤去図 南北通路詳細図		1/30
A-004	建築工事特記仕様書 4/10		N.S.	E-004	電気設備工事特記仕様書 4/6		N.S.				
A-005	建築工事特記仕様書 5/10		N.S.	E-005	電気設備工事特記仕様書 5/6		N.S.				
A-006	建築工事特記仕様書 6/10		N.S.	E-006	電気設備工事特記仕様書 6/6		N.S.				
A-007	建築工事特記仕様書 7/10		N.S.	E-007	既設分電盤結線図		N.S.				
A-008	建築工事特記仕様書 8/10		N.S.	E-008	分岐配線図		1/200		仮 設		
A-009	建築工事特記仕様書 9/10		N.S.	E-009	照明・コンセント設備図		1/50				
A-010	建築工事特記仕様書 10/10		N.S.	E-010	デジタルサイネージ設備図		1/50	K-001	仮設計画図(参考)		1/200
A-011	工事概要・附近見取図		1/2500								
A-012	配置図・内部仕上表		1/600								
A-013	平面詳細図・求積図・建具表		1/50								
A-014	断面詳細図		1/50								
A-015	展開図(1)		1/50								
A-016	展開図(2)		1/50								
A-017	天井伏図		1/50								
A-018	部分詳細図		1/5, 10, 20								
A-019	デジタルサイネージ詳細図		1/5・20								

備考							工 事 名 刈谷駅地域交流拠点施設内装整備設計業務委託	刈谷市都市政策部まちづくり推進課		
							図 面 名 図面リスト	図面No A-000	縮尺 N.S.	年・月 R5・3

建築工事特記仕様書

Main table with columns: 章 (Chapter), 項目 (Item), 特記事項 (Special Notes), 備考 (Remarks), 章 (Chapter), 項目 (Item), 特記事項 (Special Notes), 備考 (Remarks). It contains detailed specifications for construction work, including general items, terminology, and specific construction details.

備考 (Remarks) section with columns: 備考 (Remarks), 工事名 (Project Name), 図面名 (Drawing Name), 図面No (Drawing No), 縮尺 (Scale), 年・月 (Year・Month). Includes project name '刈谷駅地域交流拠点施設内装整備設計業務委託' and drawing name '建築工事特記仕様書 1/10'.

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考
1章	*再生資源の利用の指定	*受注者は、工事現場に搬入した県産材が「あいち認証材」であることの確認を、出荷事業者が交付する、認定事業者登録番号等(図-1)が明記された出荷伝票等により行う。 *受注者は、出荷伝票に記載された出荷事業者が認定業者であることの確認を、愛知県産材認証機構が運営管理するWebページ(http://www.aichi-wood.com)にて公表される認定事業者一覧により行う。 図-1 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>この木材は、<あいち認証材>です。 愛知県産材認証機構認定事業者登録番号No. O-O-O-O</td></tr> </table>	この木材は、<あいち認証材>です。 愛知県産材認証機構認定事業者登録番号No. O-O-O-O	あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等は次の愛知県建設企画課HPから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/	1章	*施工体制 *施工体制台帳	要件に該当しない者であること。 * 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。 * 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条) * 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。 * 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事になった場合は必要な協力をすること。 * 本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。 * 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時等に愛知県が行う工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示によること。 また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。 * 契約約款第3条第1項の規定による「請負代金内訳書(以下「内訳書」という。))は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。 * 契約約款第3条第1項の規定による「工程表」は、発注者から請求があった時に提出すること。 * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。 また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 作業名: 建設機械名: 作業名: 建設機械名:
		この木材は、<あいち認証材>です。 愛知県産材認証機構認定事業者登録番号No. O-O-O-O					
*再生資源の利用の報告	* 排出ガス対策型建設機械 ※有り ・なし (対象機種: バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW)) (対象規制値: 排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値)) * 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県: https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/yoko/index.html)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。 * 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 * 薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(建設省事務次官通達)による。 * 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。 * 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に掲示しなければならない。 * 本工事は、契約約款第20条第2項に基づき提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。))の(※ 対象工事(契約金額が250万円未満の場合を除く。)) ・ 対象外工事)とする。 * 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/dobokujiyutsu-jitushiyouryou.html * VE提案の範囲 ※ 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。[工事全体をVE提案の対象とする場合] ・ 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。[工事目的物をVE提案の対象とし場合] ・ () [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する] * VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。						
5節 施工	1.5.2 技能士	* 完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。	あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※() * 完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。	各	*騒音・振動対策		
		* 排出ガス対策型建設機械					
6節 工事検査及び技術検査	1.6.2 技術検査	* その他必要と認められる技能検定の職種及び作業の種類() * 見本施工 ※行わない ○行う(壁 検朗ダム貼り) * 下記の室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告すること。 * 測定時期() * 対象物質 ※ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン ・パラジクロロベンゼン ・() * 測定方法 ※バツピン型採取法 ・ 文部科学省「学校環境衛生の基準」による ・() * 測定する室/測定箇所数 (情報案内スペース / 1)	あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※() * 完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。	各	* 排出ガス対策型建設機械		
		* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱					
7節 完成図等	1.7.1 完成時の提出図書	* 測定する室/測定箇所数 (情報案内スペース / 1)	あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※() * 完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。	各	* 排出ガス対策型建設機械		
		* 中間技術検査 ○行わない ・ 行う(実施回数: 、実施時期:)					
7節 完成図等	1.7.1 完成時の提出図書	* 完了前() 1) 完成原因(施工図を除く) 1部 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 * 完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの * 原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用ホリステルサド紙 同等品 ・ トレーシングペーパー サイズ ※設計原因と同じ ・ () CADデータ ○提出する(・ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による) ・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 複写図作成方法 ○1.7.1完成時の提出図書3)に代える ・ ()	あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※() * 完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。	各	* 排出ガス対策型建設機械		
		* 中間技術検査					
7節 完成図等	1.7.1 完成時の提出図書	* 完了前() 1) 完成原因(施工図を除く) 1部 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 * 完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの * 原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用ホリステルサド紙 同等品 ・ トレーシングペーパー サイズ ※設計原因と同じ ・ () CADデータ ○提出する(・ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による) ・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 複写図作成方法 ○1.7.1完成時の提出図書3)に代える ・ ()	あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※() * 完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。	各	* 排出ガス対策型建設機械		
		* 中間技術検査					
7節 完成図等	1.7.1 完成時の提出図書	* 完了前() 1) 完成原因(施工図を除く) 1部 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 * 完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの * 原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用ホリステルサド紙 同等品 ・ トレーシングペーパー サイズ ※設計原因と同じ ・ () CADデータ ○提出する(・ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による) ・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 複写図作成方法 ○1.7.1完成時の提出図書3)に代える ・ ()	あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※() * 完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。	各	* 排出ガス対策型建設機械		
		* 中間技術検査					
7節 完成図等	1.7.1 完成時の提出図書	* 完了前() 1) 完成原因(施工図を除く) 1部 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 * 完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの * 原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用ホリステルサド紙 同等品 ・ トレーシングペーパー サイズ ※設計原因と同じ ・ () CADデータ ○提出する(・ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による) ・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 複写図作成方法 ○1.7.1完成時の提出図書3)に代える ・ ()	あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※() * 完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。	各	* 排出ガス対策型建設機械		
		* 中間技術検査					
7節 完成図等	1.7.1 完成時の提出図書	* 完了前() 1) 完成原因(施工図を除く) 1部 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 * 完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの * 原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用ホリステルサド紙 同等品 ・ トレーシングペーパー サイズ ※設計原因と同じ ・ () CADデータ ○提出する(・ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による) ・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 複写図作成方法 ○1.7.1完成時の提出図書3)に代える ・ ()	あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※() * 完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。	各	* 排出ガス対策型建設機械		
		* 中間技術検査					
7節 完成図等	1.7.1 完成時の提出図書	* 完了前() 1) 完成原因(施工図を除く) 1部 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 * 完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの * 原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用ホリステルサド紙 同等品 ・ トレーシングペーパー サイズ ※設計原因と同じ ・ () CADデータ ○提出する(・ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による) ・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 複写図作成方法 ○1.7.1完成時の提出図書3)に代える ・ ()	あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※() * 完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。	各	* 排出ガス対策型建設機械		
		* 中間技術検査					
7節 完成図等	1.7.1 完成時の提出図書	* 完了前() 1) 完成原因(施工図を除く) 1部 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 * 完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの * 原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用ホリステルサド紙 同等品 ・ トレーシングペーパー サイズ ※設計原因と同じ ・ () CADデータ ○提出する(・ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による) ・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 複写図作成方法 ○1.7.1完成時の提出図書3)に代える ・ ()	あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※() * 完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。	各	* 排出ガス対策型建設機械		
		* 中間技術検査					
7節 完成図等	1.7.1 完成時の提出図書	* 完了前() 1) 完成原因(施工図を除く) 1部 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 * 完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの * 原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用ホリステルサド紙 同等品 ・ トレーシングペーパー サイズ ※設計原因と同じ ・ () CADデータ ○提出する(・ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による) ・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 複写図作成方法 ○1.7.1完成時の提出図書3)に代える ・ ()	あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※() * 完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。	各	* 排出ガス対策型建設機械		
		* 中間技術検査					
7節 完成図等	1.7.1 完成時の提出図書	* 完了前() 1) 完成原因(施工図を除く) 1部 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 * 完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの * 原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用ホリステルサド紙 同等品 ・ トレーシングペーパー サイズ ※設計原因と同じ ・ () CADデータ ○提出する(・ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による) ・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 複写図作成方法 ○1.7.1完成時の提出図書3)に代える ・ ()	あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※() * 完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。	各	* 排出ガス対策型建設機械		
		* 中間技術検査					
7節 完成図等	1.7.1 完成時の提出図書	* 完了前() 1) 完成原因(施工図を除く) 1部 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 * 完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの * 原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用ホリステルサド紙 同等品 ・ トレーシングペーパー サイズ ※設計原因と同じ ・ () CADデータ ○提出する(・ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による) ・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 複写図作成方法 ○1.7.1完成時の提出図書3)に代える ・ ()	あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※() * 完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。	各	* 排出ガス対策型建設機械		
		* 中間技術検査					
7節 完成図等	1.7.1 完成時の提出図書	* 完了前() 1) 完成原因(施工図を除く) 1部 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 * 完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの * 原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用ホリステルサド紙 同等品 ・ トレーシングペーパー サイズ ※設計原因と同じ ・ () CADデータ ○提出する(・ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による) ・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 複写図作成方法 ○1.7.1完成時の提出図書3)に代える ・ ()	あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※() * 完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。	各	* 排出ガス対策型建設機械		
		* 中間技術検査					
7節 完成図等	1.7.1 完成時の提出図書	* 完了前() 1) 完成原因(施工図を除く) 1部 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 * 完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの * 原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用ホリステルサド紙 同等品 ・ トレーシングペーパー サイズ ※設計原因と同じ ・ () CADデータ ○提出する(・ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による) ・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 複写図作成方法 ○1.7.1完成時の提出図書3)に代える ・ ()	あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※() * 完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。	各	* 排出ガス対策型建設機械		
		* 中間技術検査					
7節 完成図等	1.7.1 完成時の提出図書	* 完了前() 1) 完成原因(施工図を除く) 1部 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 * 完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの * 原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用ホリステルサド紙 同等品 ・ トレーシングペーパー サイズ ※設計原因と同じ ・ () CADデータ ○提出する(・ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による) ・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 複写図作成方法 ○1.7.1完成時の提出図書3)に代える ・ ()	あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※() * 完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。	各	* 排出ガス対策型建設機械		
		* 中間技術検査					
7節 完成図等	1.7.1 完成時の提出図書	* 完了前() 1) 完成原因(施工図を除く) 1部 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 * 完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの * 原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用ホリステルサド紙 同等品 ・ トレーシングペーパー サイズ ※設計原因と同じ ・ () CADデータ ○提出する(・ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による) ・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 複写図作成方法 ○1.7.1完成時の提出図書3)に代える ・ ()	あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※() * 完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。	各	* 排出ガス対策型建設機械		
		* 中間技術検査					
7節 完成図等	1.7.1 完成時の提出図書	* 完了前() 1) 完成原因(施工図を除く) 1部 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 * 完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの * 原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用ホリステルサド紙 同等品 ・ トレーシングペーパー サイズ ※設計原因と同じ ・ () CADデータ ○提出する(・ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による) ・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 複写図作成方法 ○1.7.1完成時の提出図書3)に代える ・ ()	あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※() * 完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。	各	* 排出ガス対策型建設機械		
		* 中間技術検査					
7節 完成図等	1.7.1 完成時の提出図書	* 完了前() 1) 完成原因(施工図を除く) 1部 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 * 完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの * 原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用					

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考
2章	仮設工事	kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html 参照) *PR看板を設置する場合は、設置状況報告書を監督職員に提出する。 900以上 1,200以上 1,000以上 [表5.2.1]		4.6.5 床下防湿層 *床下防湿層 ・適用しない ・適用する 範囲 ※ 図示による ()	2節 材料 5.2.1 鉄筋 *鉄筋 ※ JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼) ・建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋 ・図示による *種類の記号 ・SR235 ・SR295 ・SD295 ・SD345 ・SD390 ・図示による 5.2.2 溶接金網 *鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径 ※ 図示による () 3節 加工及び組立 5.3.2 加工 *90°未満の折曲げの内法直径 () 5.3.4 継手及び定着 *継手 *種類 ※ 図示による ・重ね継手 ・ガス圧接継手 ・機械式継手 ・溶接継手 *継手位置 ※ 図示による *柱及び梁の主筋の鉄筋の重ね継手長さ ※ 図示による () *耐力壁の鉄筋の重ね継手長さ ※40d(軽量コンクリートの場合50d)又は表5.3.2の重ね継手の長さのうちいずれか大きい値 ・図示による () *柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同一か所に設ける場合(先組み工法等) ※ 図示による () *鉄筋定着工法及び長さ ※表5.3.4による ・図示による () *定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 ※5.3.4(5)(イ)による ・図示による () *機械式定着工法 ・適用しない ・適用する(適用箇所) () 種類 () ・図示による () *鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ ※表5.3.6による ・図示による () 5.3.5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 *基礎及び基礎梁の配筋(直接基礎、基礎接合部の補強、基礎梁主筋の継手、定着及び余長、基礎梁のあばら筋等) ・各部配筋参考図による ・図示による () *柱の配筋(主筋の継手、定着及び余長、帯筋組立の形及び割付け、打増し補強等) ・各部配筋参考図による ・図示による () *梁の配筋(大梁主筋の継手、定着及び余長、あばら筋の組立の形及び割付け等(小梁、片持ち梁、基礎梁含む)、打増し補強、小梁主筋の継手、定着及び余長、片持ち梁の定着及び余長等) ・各部配筋参考図による ・図示による () *壁及びその他の配筋(壁の配筋基準、壁の継手及び定着、壁の交差部及び端部、壁の開口部補強、壁の打増し補強、パラペット等) ・各部配筋参考図による ・図示による () *スラブの配筋(基準配筋、スラブ筋の定着及び受け筋、片持ちスラブの基準配筋、片持ちスラブの先端に壁が付く場合、開口部補強、出隅部及び入隅部の補強、打増し補強配筋等、段差のあるスラブの補強) ・各部配筋参考図による ・図示による () *階段の配筋(片持ちスラブ形階段の基準配筋、二辺固定スラブ形階段の基準配筋) ・各部配筋参考図による ・図示による () *梁貫通孔及びその他の配筋(梁貫通孔の補強形式、コンクリートロック帳壁との取合い) ・各部配筋参考図による ・図示による () 4節 ガス圧接 5.4.10 圧接完了後の圧接部の試験 *試験方法 ※ 超音波探傷試験 ・引張試験 *引張試験の方法等 ※ 5.4.10(イ)(b)による () 5節 機械式継手 5.5.3 工法 *適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき ※ 図示による () 5.5.5 施工完了後の継手部の試験 *施工完了後の継手部の試験 ・外観試験(試験項目及び試験方法:) *超音波探傷試験(試験対象:) *不合格となった継手部への措置 ※ 図示による () 6節 溶接継手 5.6.3 工法 *適用箇所、性能、工法、鉄筋相互のあき ※ 図示による () 5.6.5 施工完了後の継手部の試験 *施工完了後の継手部の試験 ・外観試験(試験項目及び試験方法:) *超音波探傷試験(試験対象:) *不合格となった継手部への措置 ※ 図示による ()		
		2節 根切及び埋戻し 3.2.3 埋戻し及び盛土 *埋戻し及び盛土 種別 () ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 工法 ・水締め ・機器による締固め [表3.2.1] 3章 建設発生土の処理 3.2.5 建設発生土の処理 *建設発生土の利用指定 ・無 ・有 ()からの建設発生土を利用するものとする。 *処分に当たっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する。 *建設発生土の有無 ・有 ・無 *建設発生土の処理 ・構外搬出(関係法令に従い適切に処理) (搬出先名称(所在地):) (片道運搬距離(km):) (片道運搬時間(時間):) (搬出先条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報):) ・場内敷き均し 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。				2節 試験及び報告書 4.2.1 一般事項 4.2.2 試験杭 4.2.3 杭の載荷試験 *この節に示す試験によらない試験 ※ 行わない ・行う () *位置 ※ 図示による 本数 ※ 図示による ()本 寸法 ※ 図示による () *杭の載荷試験 ・鉛直載荷試験 ・水平載荷試験 ・行わない 試験杭の位置 ※ 図示による 本数 ※ 図示による ()本 載荷荷重 ※ 図示による () 4.2.5(1)以外の報告書の記載事項 () 4.2.4 地盤の載荷試験 *地盤の載荷試験 ・平板載荷試験 ・行わない 試験位置 ※ 図示による 載荷荷重 ※ 図示による () 4.2.5(1)以外の報告書の記載事項 () 3節 既製コンクリート杭地業 4.3.1 一般事項 4.3.3 材料 *杭の種類、性能、曲げ強度等による区分等 ※ 図示による () *杭の寸法、継ぎ手の箇所数、杭先端部の形状 ※ 図示による () 4.3.4 セメントミルク工法 *支持層 位置 ※ 図示による () 土質 ※ 図示による () *本杭の掘削深さ ※ 図示による () 杭の支持層への根入れ深さ ※ 図示による () *水平方向の位置ずれ寸法 ・図示による () *根固め液及び杭周固定液の管理試験 試験の回数 ※ 表4.3.1による () 1回の試験の供試体の数 ※ 3個 () 供試体の採取 ※ 4.3.4(6)(c)による () 供試体の作製 ※ 4.3.4(6)(d)による () 供試体の養生方法 ※ 6.9.3(1)(ア)による () 強度試験 ※ JIS A 1108による () *根固め液及び杭周固定液の圧縮強度の判定 ※ 表4.3.2による () 4.3.5 特定埋込杭工法 *支持層 位置 ※ 図示による () 土質 ※ 図示による () 地業 4.3.6 杭の継手 *杭の継手の工法 ・アーク溶接 ・機械式継手 4.3.8 杭頭の処理等 *杭頭処理の方法(切断する場合) ・外圧方式 ・ダイヤモンドカッター方式 () 4節 鋼杭地業 4.4.3 鋼杭の材料 *鋼杭の材料 () ・図示による () 4.4.4 工法 *支持層 位置 ※ 図示による () 土質 ※ 図示による () 4.4.5 継手 *継手の工法 ・アーク溶接 ・機械式継手 () 4.4.6 杭頭の処理等 *杭頭処理の方法(切断する場合) ・ガス切断 () 5節 場所打ちコンクリート杭地業 4.5.1 一般事項 *アースドリル工法 ・リバース工法 ・オールケーシング工法 ・場所打ち鋼管コンクリート杭工法 ・拡底杭工法 4.5.4 材料その他 *鉄筋 帯筋の加工及び組立 ※ 図示による () 鉄筋の最小かぶり厚さ ※ 図示による ()mm ・100mm 鉄筋かごの補強 ※ 図示による () 節ごとの継手 ※ 重ね継手 ・図示による () *コンクリート セメント ※ 高炉セメントB種 () ・図示による () " 設計基準強度 ()N/mm ² ・図示による () 種別 ・A種 ・B種 スランブ ※ 18cm () *構造体強度補正値(S) ※ 3N/mm ² ()N/mm ² *鋼管部分の材料 () *支持層 位置 ※ 図示による () 土質 ※ 図示による () *杭の根入れ深さ () *孔壁の超音波測定器による確認 ・行う ・行わない *水平方向の位置ずれの精度 () ・図示による () 4.5.6 場所打ち鋼管コンクリート杭工法及び拡底杭工法 *支持層 位置 ※ 図示による () 土質 ※ 図示による () *試験杭の位置 ※ 図示による 本数 ※ 図示による ()本 寸法 ※ 図示による () *杭の根入れ深さ () *水平方向の位置ずれの精度 () ・図示による () *孔壁の超音波測定器による確認 ・行う ・行わない 6節 砂利、砂及び捨コンクリート地業等 4.6.2 材料 *砂利地業に使用する砂利 ・再生クラッシュラン ・切込砂利 ・切込砕石 () *砂地業に使用する砂 ・山砂 ・川砂 ・砕砂 () *床下防湿層に使用する材料 ※ポリエチレンフィルム(厚さ0.15mm以上) () 4.6.3 砂利及び砂地業 *厚さ ()mm 範囲 ※ 図示による () 4.6.4 捨てコンクリート地業 *捨てコンクリート厚さ ()mm 範囲 ※ 図示による () *強度 ・18N/mm ² ()N/mm ² スランブ ・15cm ・18cm	
2章	仮設工事	建設工事名称板(例) 建設現場標識(例)		4.6.5 床下防湿層	*床下防湿層 ・適用しない ・適用する 範囲 ※ 図示による ()		
2章	仮設工事	建設工事名称板(例) 建設現場標識(例)		2節 材料	*鉄筋 ※ JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼) ・建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋 ・図示による *種類の記号 ・SR235 ・SR295 ・SD295 ・SD345 ・SD390 ・図示による [表5.2.1] 5.2.2 溶接金網 *鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径 ※ 図示による () 3節 加工及び組立 5.3.2 加工 *90°未満の折曲げの内法直径 () 5.3.4 継手及び定着 *継手 *種類 ※ 図示による ・重ね継手 ・ガス圧接継手 ・機械式継手 ・溶接継手 *継手位置 ※ 図示による *柱及び梁の主筋の鉄筋の重ね継手長さ ※ 図示による () *耐力壁の鉄筋の重ね継手長さ ※40d(軽量コンクリートの場合50d)又は表5.3.2の重ね継手の長さのうちいずれか大きい値 ・図示による () *柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同一か所に設ける場合(先組み工法等) ※ 図示による () *鉄筋定着工法及び長さ ※表5.3.4による ・図示による () *定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 ※5.3.4(5)(イ)による ・図示による () *機械式定着工法 ・適用しない ・適用する(適用箇所) () 種類 () ・図示による () *鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ ※表5.3.6による ・図示による () 5.3.5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 *基礎及び基礎梁の配筋(直接基礎、基礎接合部の補強、基礎梁主筋の継手、定着及び余長、基礎梁のあばら筋等) ・各部配筋参考図による ・図示による () *柱の配筋(主筋の継手、定着及び余長、帯筋組立の形及び割付け、打増し補強等) ・各部配筋参考図による ・図示による () *梁の配筋(大梁主筋の継手、定着及び余長、あばら筋の組立の形及び割付け等(小梁、片持ち梁、基礎梁含む)、打増し補強、小梁主筋の継手、定着及び余長、片持ち梁の定着及び余長等) ・各部配筋参考図による ・図示による () *壁及びその他の配筋(壁の配筋基準、壁の継手及び定着、壁の交差部及び端部、壁の開口部補強、壁の打増し補強、パラペット等) ・各部配筋参考図による ・図示による () *スラブの配筋(基準配筋、スラブ筋の定着及び受け筋、片持ちスラブの基準配筋、片持ちスラブの先端に壁が付く場合、開口部補強、出隅部及び入隅部の補強、打増し補強配筋等、段差のあるスラブの補強) ・各部配筋参考図による ・図示による () *階段の配筋(片持ちスラブ形階段の基準配筋、二辺固定スラブ形階段の基準配筋) ・各部配筋参考図による ・図示による () *梁貫通孔及びその他の配筋(梁貫通孔の補強形式、コンクリートロック帳壁との取合い) ・各部配筋参考図による ・図示による () 4節 ガス圧接 5.4.10 圧接完了後の圧接部の試験 *試験方法 ※ 超音波探傷試験 ・引張試験 *引張試験の方法等 ※ 5.4.10(イ)(b)による () 5節 機械式継手 5.5.3 工法 *適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき ※ 図示による () 5.5.5 施工完了後の継手部の試験 *施工完了後の継手部の試験 ・外観試験(試験項目及び試験方法:) *超音波探傷試験(試験対象:) *不合格となった継手部への措置 ※ 図示による () 6節 溶接継手 5.6.3 工法 *適用箇所、性能、工法、鉄筋相互のあき ※ 図示による () 5.6.5 施工完了後の継手部の試験 *施工完了後の継手部の試験 ・外観試験(試験項目及び試験方法:) *超音波探傷試験(試験対象:) *不合格となった継手部への措置 ※ 図示による ()		
2章	仮設工事	建設工事名称板(例) 建設現場標識(例)		2節 コンクリートの種類及び品質	*表6.2.1による類別 ※ I類 ・II類 ・図示による *気乾単位容積質量による種類 ・普通コンクリート ・軽量コンクリート *大臣認定コンクリート(建築基準法第37条第2号) () 6 6.2.2 コンクリートの強度 *設計基準強度(Fc) ・普通コンクリート()N/mm ² ・軽量コンクリート()N/mm ² ※ 図示による (設計基準強度の基準値 普通コンクリートにおいては、36N/mm ² 以下、軽量コンクリートにおいては27N/mm ² 以下) 6.2.4 ワークリティー及びスランブ *コンクリートの荷卸し地点におけるスランブ ※ 表6.2.2による () ・図示による () 6.2.5 構造体コンクリートの仕上げ *合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ ・A種 ※ B種 ・C種 ・図示による () [表6.2.4] *コンクリートの仕上げの平坦さの種別 ・a種 ※ b種 ・c種 ・図示による () [表6.2.5] 3節 コンクリートの材料及び調合 6.3.1 コンクリートの材料 *セメント ※ 普通ポルトランドセメント ・高炉セメント(A種) ・シカセメント(A種) ・フライアッシュセメント(A種) ・エコセメント *適用箇所 高炉セメントB種() フライアッシュセメントB種() ・図示による () *骨材 フェロニッケルスラグ骨材 ・使用する ※ 使用しない 銅スラグ骨材 ・使用する ※ 使用しない 電気炉酸化スラグ骨材 ・使用する ※ 使用しない 再生骨材H(エコセメント使用時) ・使用する ※ 使用しない *砕石、砕砂、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材、電気炉酸化スラグ骨材、再生骨材H、砂利及び砂のアルカリシリカ反応性による区分 ※ A B *混和剤 種類(塩化物イオン区分 I種) ・図示による () AE剤 ・AE減水剤 ・高性能AE減水剤 () 混和剤 種類 ・フライアッシュ(I種) ・フライアッシュ(II種) ・フライアッシュ(IV種) ・高炉スラグ微粉末 ・シカフォーム ・膨張材 ・図示による () 6.3.2 コンクリートの調合 *構造体強度補正値(S) ・図示による ※ 表6.3.2による *6.3.2(イ)(1)~(3)以外の混和材料・使用方法及び使用量 ※ 図示による () 4節 工場の選定・製造・運搬 6.4.1 レコ工場の選定 受注者は、レディーミクスドコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1)JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布)に基づき 国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している 工場)であつて、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コン クリート主任技術者)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国品質管理監査会議の策定した		

備考	工事名 川谷駅地域交流拠点施設内装整備設計業務委託	川谷市都市政策部まちづくり推進課		
	図面名 建築工事特記仕様書 3/10	図面No A-003	縮尺 N.S.	年・月 R5・3

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考
		統一監査基準に基づく監査に合格した工場(以下「適マークを取得した工場」という。)から選定し、JIS A 5308(レディーミストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。 (2) JISマーク表示認証製品を製造し「適マークを取得した工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。		7	7.4.7 締付け 6節 溶接接合 7.6.3 技能資格者 7.6.4 溶接の準備 7.6.7 溶接施工	* ナット回転法の場合で、JIS形高力ボルトのボルト長さかねじの呼びの5倍を超える場合の回転量 ※図示による * 技量付加試験 ・行う ※行わない ・図示による * 開先の形状 ※図示による * エントップを切断する箇所及び切断範囲 ※図示による * 切断面の仕上げ ※グラインダー仕上げ[粗さ100μmRz程度以下、ノッチ深さ1mm程度以下] ・図示による * 完全溶込み溶接 板厚が異なる場合における低応力高サイクル疲労を受ける部位 ※図示による * スクラップの形状 ※図示による	
5	5節 コンクリートの品質管理 6.5.4 塩化物量及びアルカリ総量 6節 工事現場内運搬・打込・締固 6.6.3 打込み 6.6.4 打継ぎ	* アルカリ総量 3.0kg/m ³ 以下とする。 * コンクリートの打込みは、監督職員の立会いを受ける。ただし、監督職員の指示により報告にかえることができる。 * 打継ぎの位置 梁及びスラブ ・図示による ※ そのスパンの中央又は端から1/4の付近 柱及び壁 ・図示による ※ スラブ、壁梁又は基礎の上端 * 打継ぎ目地寸法 ※図示による		7	7.6.12 溶接部の試験	* 「鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件」第二号に関する試験方法等 ・図示による * 「鉄骨精度検査基準」の付表3「溶接」に関する試験方法等 ・図示による * 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※行う ・行わない * 工場溶接の場合 平均出検査品質限界(AOQL) ・2.5% ※ 4% 検査水準 ・第1水準 ・第2水準 ・第3水準 ・第4水準 ・第5水準 ※ 第6水準	
6	7節 養生 6.7.2 湿潤養生 8節 型枠 6.8.1 型枠一般 6.8.2 材料	* 普通エコセメント使用時の湿潤養生の期間 ()日以上 * 外部に面するコンクリートの打増し厚さ ()mm ・図示による * ひび割れ誘発目地 位置、形状、寸法 ※図示による * せき板の材料 コンクリート打放し仕上げの場合 ※表6.2.4の表面仕上り程度に見合ったもの ・図示による コンクリート打放し仕上げ以外の場合 ※コンクリートの品質を確保できるもの ・図示による * 合板をせき板に用いる場合の厚さ ※12mm ・図示による * 断熱材を兼用した型枠材 ※図示による ・使用する(使用箇所:()) ・使用しない * MCR工法用シート ※図示による ・使用する(使用箇所:()) ・使用しない * 配管用等スリーブの材質及び規格等 ※図示による * ラス型枠については、下記の仕様により使用できるものとする。 1) 使用可能部位 独立基礎、地中梁(ただし、見えがかり部、ピット内部は合板型枠とする。) 2) 鉄筋の最小かぶり厚さ ラス型枠を使用した部分の鉄筋の最小かぶり厚さは、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)表5.3.8に示す数値+10mmするものとする。 3) コンクリートのスランブ スランブは15cm又は18cmとする。パイプレーターを使用するときには、ラス型枠に直接当てないように注意する。 4) その他 各メーカーで仕様が異なるため、それぞれの施工要領書等で確認する。 * 普通エコセメント使用時の型枠の最小存置期間 ()		7	7節 スタッド溶接・デッキプレートの溶接 7.7.8 デッキプレートの溶接 8節 錆止め塗装 7.8.2 塗料の範囲 7.8.4 塗料種別	* デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法 ※図示による * 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ※図示による * 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ※7.8.2(1)(ア)～(オ)以外の範囲 ・図示による * SRC造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面 ・図示による ※ 表18.3.1のA種 * 耐火被覆材が接着する面 ()	
コ	6.8.4 型枠存置期間・取外し 10節 軽量コンクリート 6.10.1 一般事項 6.10.2 種類及び品質	* 合板をせき板に用いる場合の厚さ ※12mm ・図示による * 断熱材を兼用した型枠材 ※図示による ・使用する(使用箇所:()) ・使用しない * MCR工法用シート ※図示による ・使用する(使用箇所:()) ・使用しない * 配管用等スリーブの材質及び規格等 ※図示による * ラス型枠については、下記の仕様により使用できるものとする。 1) 使用可能部位 独立基礎、地中梁(ただし、見えがかり部、ピット内部は合板型枠とする。) 2) 鉄筋の最小かぶり厚さ ラス型枠を使用した部分の鉄筋の最小かぶり厚さは、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)表5.3.8に示す数値+10mmするものとする。 3) コンクリートのスランブ スランブは15cm又は18cmとする。パイプレーターを使用するときには、ラス型枠に直接当てないように注意する。 4) その他 各メーカーで仕様が異なるため、それぞれの施工要領書等で確認する。 * 普通エコセメント使用時の型枠の最小存置期間 ()		鉄	9節 耐火被覆 7.9.2 耐火被覆の種類等 7.9.3 耐火被覆の性能、品質等 10節 工事現場施工 7.10.3 アンカーボルトの設置等	* 耐火被覆の種類 ※図示による * 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ※7.8.2(1)(ア)～(オ)以外の範囲 ・図示による * 材料及び工法等 ※図示による * 耐火被覆の耐火性能 ※図示による * 構造用アンカーボルト 形状、寸法 ※図示による * アンカーフレーム 形状、寸法 ※図示による * 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法 ・A種 ・B種 * 柱底均しモルタル 厚さ ※図示による	[表7.10.1] [表7.10.2]
ン	6.13.1 一般事項 6.13.2 材料及び調合	* 軽量コンクリートの適用箇所 ※図示による * 軽量コンクリートの種類 ・1種 ・2種 気乾単位容積質量 ()t/m ³ * スランブ ※21cm () ・図示による	[表6.10.1]	工	11節 軽量形鋼 7.11.2 施工 12節 溶融亜鉛めっき工法 7.12.5 溶融亜鉛めっき高力ボルト接合	* ボルトの接合方法 ※図示による * 摩擦面の処理方法等 ・プラスト処理 ・りん酸塩処理 () ・図示による	
ク	14節 無筋コンクリート 6.14.1 一般事項	* 適用期間 ※ JAS55による打込日を含む旬の平均気温が4℃以下の期間 () * 構造体強度補正值(S) ※6.11.2(3)(ア)による ・積算温度を基に定める * 構造体強度補正值(S) ※6N/mm ² ・図示による		事	2節 補強コンクリートブロック造 8.2.2 材料 8.2.3 モルタルの調合 8.2.5 鉄筋の加工及び組立 8.2.7 ブロック積み等 8.2.8 モルタル及びコンクリートの充填	* ブロックの種類、モジュール呼び寸法、正味厚さ ※図示による * 調合 ※ 8.2.3(ア)～(イ)による * 各部の配筋 ※ 図示による * 目地仕上げ 8.2.7(6)(ア)による 8.2.7(6)(イ)による * 充填するブロックの範囲 ※図示による	
リ	15節 流動化コンクリート 6.15.1 一般事項	* 適用箇所 ※図示による * セメントの種類 ※図示による ・普通ポルトランドセメント ・中熱ポルトランドセメント 低熱ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ・シリカセメント * 遅和剤の種類 ・図示による ・AE減水剤 ・高性能AE減水剤 * 混和剤の種類 ・図示による ・フライアッシュII種 ・高炉スラグ微粉末3000 ・高炉スラグ微粉末4000 * スランブ ・図示による ※15cm () * 構造体強度補正值(S) ※表6.13.1による ・図示による		コ	3節 コンクリートブロック壁及びび 8.3.2 材料 8.3.3 モルタル及びコンクリートの調合 8.3.4 鉄筋の加工及び組立	* ブロックの種類、モジュール呼び寸法、正味厚さ () ※ 表8.3.1による * 珪の化粧ブロックの使用 ・図示による * モルタルの調合 ※ 8.2.3(ア)～(イ)による * 壁鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状 ※ 図示による * 各部の配筋 ※ 図示による	
ト	1節 一般事項 7.1.3 鉄骨製作工場	* 鋼材の規格 ※ JIS規格品とする * 鋼材の種類、形状及び寸法 ※図示による * 種類 ※ 図示による ・トルシア形高力ボルト ・JIS形高力ボルト ・溶融亜鉛めっき高力ボルト * ねじの呼び ※図示による * ボルト及びナットの材料等 ※表7.2.3による ・図示による * ねじの呼び ※図示による * 構造用アンカーボルトの種類 ※図示による * 建方用アンカーボルトの種類 ※図示による * ボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 ※表7.2.3による ・図示による * 溶接棒等(表7.2.4)、シールドガス以外の溶接材料 ※図示による * 種類、ねじの呼び等 ※図示による 建築用ターンバックルボルト ※羽子板ボルト ・図示による 建築用ターンバックル胴 ※割棒式 ・図示による		ン	4節 ALCパネル 8.4.2 材料 8.4.3 外壁パネル構法	* パネルの区分、単位荷重、厚さ、幅、長さ、耐火性能等 ※図示による * [区分()] 単位荷重() 厚さ()mm 幅()mm 長さ()mm 耐火性能()] * 種別 ・A種 ・B種 * 耐風圧性能及び耐震性能 ※図示による * パネル幅の最小限度 ※ 300mm * パネルの短辺小口相互の接合部の目地幅 ※ 10mm～20mm * 出隅、入隅のパネル接合部並びにパネルと他部材との取合い部の目地幅 ※ 10mm～20mm * (7)、(8)の伸縮調整目地への耐火目地材の充填 ・行う ・行わない ・図示による	[表8.4.2]
工	7.1.4 鉄骨製作工場における施工管理技術者	* 施工管理技術者の配置 ※必要 ・不要		8	8.4.4 間仕切壁パネル構法 5節 押出成形セメント板(ECP) 8.5.2 材料 8.5.3 外壁パネル工法	* 種別 ・C種 ・D種 ・E種 * 耐震性能 ※図示による * パネルの種類、形状、厚さ、幅 ※図示による * [種類()] 形状() 厚さ()mm 幅()mm * 種別 ・A種 ・B種 * 耐風圧性能及び耐震性能 ※図示による * 耐火構造以外の目地及び隙間の処理 ※ パネル製造所の仕様による * パネル幅(300mm未満の場合) ()mm * パネル相互の目地幅(長辺10mm以上、短辺15mm以上) ・[長辺()mm 短辺()mm] * 出隅及び入隅のパネル接合目地の目地幅 ※ 15mm程度(シーリング材充填) ()mm * 種別 ・B種 ・C種 * 耐震性能 ※図示による * パネルの開口寸法等の限度 () ・図示による	[表8.4.3] [表8.5.1]
事	2節 材料 7.2.1 鋼材 7.2.2 高力ボルト 7.2.3 普通ボルト 7.2.4 アンカーボルト 7.2.5 溶接材料 7.2.6 ターンバックル	* 鋼材の規格 ※ JIS規格品とする * 鋼材の種類、形状及び寸法 ※図示による * 種類 ※ 図示による ・トルシア形高力ボルト ・JIS形高力ボルト ・溶融亜鉛めっき高力ボルト * ねじの呼び ※図示による * ボルト及びナットの材料等 ※表7.2.3による ・図示による * ねじの呼び ※図示による * 構造用アンカーボルトの種類 ※図示による * 建方用アンカーボルトの種類 ※図示による * ボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 ※表7.2.3による ・図示による * 溶接棒等(表7.2.4)、シールドガス以外の溶接材料 ※図示による * 種類、ねじの呼び等 ※図示による 建築用ターンバックルボルト ※羽子板ボルト ・図示による 建築用ターンバックル胴 ※割棒式 ・図示による		コ	8.4.4 間仕切壁パネル構法 5節 押出成形セメント板(ECP) 8.5.2 材料 8.5.3 外壁パネル工法	* 種別 ・C種 ・D種 ・E種 * 耐震性能 ※図示による * パネルの種類、形状、厚さ、幅 ※図示による * [種類()] 形状() 厚さ()mm 幅()mm * 種別 ・A種 ・B種 * 耐風圧性能及び耐震性能 ※図示による * 耐火構造以外の目地及び隙間の処理 ※ パネル製造所の仕様による * パネル幅(300mm未満の場合) ()mm * パネル相互の目地幅(長辺10mm以上、短辺15mm以上) ・[長辺()mm 短辺()mm] * 出隅及び入隅のパネル接合目地の目地幅 ※ 15mm程度(シーリング材充填) ()mm * 種別 ・B種 ・C種 * 耐震性能 ※図示による * パネルの開口寸法等の限度 () ・図示による	[表8.4.3] [表8.5.1]
章	7.2.7 床構造用のデッキプレート 7.2.8 スタッド 7.2.9 柱底均しモルタル 7.2.10 材料試験等	* デッキプレートの材質、形状、寸法 ※図示による * 種類等 ※図示による * 無収縮モルタルとする場合の材料、調合等 ※7.2.9(2)(ア)～(イ)による * 板厚方向に引張力を受ける鋼板のJIS G 0901による試験 ・行う ・行わない		ン	8.4.4 間仕切壁パネル工法 8.5.4 間仕切壁パネル工法 8.5.5 溝掘り及び開口部の措置	* 種別 ・B種 ・C種 * 耐震性能 ※図示による * パネルの開口寸法等の限度 () ・図示による	[表8.5.2]
鉄	3節 工作一般 7.3.2 工作図 7.3.8 ボルト孔 7.3.10 仮組	* 高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による * 母屋又は鋼線の取付けに使用する普通ボルトの孔径 ※ ねじの呼び径+1.0mm ・図示による * 仮組 ・行う ※行わない		工	9 2節 アスファルト防水 9.2.2 材料	* 防水の保証期間は工事目的物引き渡しからモルタル防水5年、その他防水10年とする。 * 改質アスファルトルーフィングシート 種類及び厚さ ※ 表9.2.3～表9.2.8による	
骨	7.2.5 溶接材料 7.2.6 ターンバックル	* 溶接棒等(表7.2.4)、シールドガス以外の溶接材料 ※図示による * 種類、ねじの呼び等 ※図示による 建築用ターンバックルボルト ※羽子板ボルト ・図示による 建築用ターンバックル胴 ※割棒式 ・図示による		事	7.3.2 工作図 7.3.8 ボルト孔 7.3.10 仮組	* 高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による * 母屋又は鋼線の取付けに使用する普通ボルトの孔径 ※ ねじの呼び径+1.0mm ・図示による * 仮組 ・行う ※行わない	
事	4節 高力ボルト接合 7.4.2 摩擦面の性能・処理	* すべり試験 ※実施しない ・実施する(試験の方法等:) ・図示による					

備考	工事名	刈谷駅地域交流拠点施設内装整備設計業務委託	刈谷市都市政策部まちづくり推進課		
	図面名	建築工事特記仕様書 4/10	図面No	縮尺	年・月
			A-004	N.S.	R5・3

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考			
9	9.2.3 防水層の種別及び工程	*部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート 種類及び厚さ ※表9.2.5～表9.2.8による () ・図示による	[表9.2.3]～[表9.2.9]	10	10.2.1 石材	*表面仕上げの種類 適用箇所 () ・図示による	[表10.2.1]及び表10.2.2]			
		*押え金物の材質及び形状寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0(mm)程度 () ・図示による				*天然石		*種類 ()		
		*断熱材(屋根保護防水断熱工法) 厚さ () ・図示による				*テラゾ		*形状、寸法 () ※0.8㎡/枚以下 ・図示による		
		*断熱材(屋根露出防水断熱工法) 種類及び厚さ () ・図示による				10.2.2 取付け金物		*種石の種類 ※大理石 () ・図示による		
		*断熱材(屋根露出防水断熱工法) 種類及び厚さ () ・図示による						*種石の大きさ ※1.5～12mm () ・図示による		
		*絶縁用シート材料 [屋根保護防水密着工法・屋根保護防水絶縁工法] ※ポリエチレンフィルムt=0.15mm以上 ()				10.2.3 その他の材料		*テラゾブロック 形状による区分、仕上げ面による区分及び寸法 ※図示による ()	*取付け用モルタル、既調合の目地用モルタル、浸透性吸水防止剤、石裏面処理材、裏打ち処理材、金物固定に使用する充填材等 ※専門工事業者指定製品(実績等の資料を監督職員に提出) ()	
		[屋根保護防水密着断熱工法・屋根保護防水絶縁断熱工法] ※ホリロビレン、ホリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス(70g/㎡程度) ()						*テラゾタイル 寸法による区分 ※図示による ()	*ドレンパイプ(外壁湿式工法)の材質 () ・図示による	
		*乾式保護材(立上り部保護) () ・図示による				10.3 外壁湿式工法		*外壁湿式工法及び内壁空積工法用受金物の材質、形状及び寸法 ※ステンレス(SUS304)製 L-75×75×6(mm)、長さ100又は150mm程度 ・図示による ()	10.3.2 材料	*石材の厚さ(厚さ25mm以上) () ・図示による
		*れんが(立上り部保護) ※図示による ()						*乾式工法用金物 種類、形状、寸法等 ※表10.2.4による () ・図示による		*石裏面処理 ・行う ・行わない ・図示による
		*施工箇所毎の防水層の工法による種別				10.3.3 施工		*特殊部位用金物 引金物、だば、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による	10.3.3 施工	*下地ごしらえ ※6mm以上 () mm ・図示による
*立上り部における保護工法 ※図示による ()	方式 ・スライド方式 ・ロッキング方式	*一般目地の目地幅								
*屋根保護防水密着断熱工法又は屋根保護防水絶縁断熱工法の場合	10.4 内壁空積工法	*特殊部位用金物 引金物、だば、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による	10.4.2 材料	*石材の厚さ(厚さ20mm以上) () ・図示による						
*立上り部への断熱材及び絶縁用シートの設置 ※図示による ()		アンカーの材質、寸法 外壁湿式工法及び内壁空積工法 ※S400 ()		*石裏面処理 ・行う ・行わない ・図示による						
*屋根露出防水絶縁工法又は屋根露出防水絶縁断熱工法の場合	10.4.3 施工	*特殊部位用金物 引金物、だば、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による	10.4.3 施工	*下地ごしらえ ※あと施工アンカー工法 ※あと施工アンカー・横筋流し工法						
*脱気装置の種類、設置数量 ※アスファルトルーフィング類製造所の指定 () ・図示による		方式 ()		*一般目地のシーリング材 ※シーリング材						
*脱気装置の種類、設置数量 ※アスファルトルーフィング類製造所の指定 () ・図示による	10.5 外壁乾式工法	*特殊部位用金物 引金物、だば、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による	10.5.2 材料	*石材の厚さ(厚さ30mm以上) () ・図示による						
*脱気装置の種類、設置数量 ※アスファルトルーフィング類製造所の指定 () ・図示による		アンカーの材質、寸法 外壁乾式工法及び特殊部位 ※SUS304製 ()		*目地幅 ※8mm以上 () mm ・図示による						
*屋根防水密着工法 保護層 ・有 ・無 ・図示による	10.6 床及び階段の石張り	*特殊部位用金物 引金物、だば、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による	10.6.2 床の石張り	*目地の仕上げ ・シーリング材(9章7節[シーリング]による)を充填 () ・図示による						
E-1の工程3 ※貯水槽、浴槽等の常時水に接する部位に適用 ・行わない () ・図示による		*特殊部位用金物 引金物、だば、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による		*石材の厚さ () ・図示による						
*下地モルタル塗 適用箇所 () ・図示による	10.7 特殊部位の石張り	*特殊部位用金物 引金物、だば、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による	10.7.2 笠木、甲板等の石張り	*石表面処理 ・行う ・行わない ・図示による						
*立上り ※コンクリート打放し仕上げ[表6.2.4のB種] () ・図示による		*特殊部位用金物 引金物、だば、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による		*石表面処理 ・行う ・行わない ・図示による						
*ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置(屋根露出防水絶縁断熱工法) ※図示による ()	11 共通事項	*特殊部位用金物 引金物、だば、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による	11.1.3 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地	*目地の位置 ※表11.1.1による () ・図示による						
*平場の保護コンクリート厚さ ※80mm以上[こて仕上げ] ※60mm以上[床タイル張り等仕上げ] ()		11.1.4 見本焼、試験施工		*見本焼 ・有 ※無 試験張り ・有 ※無						
*立上り部の保護 ・乾式保護材 ・れんがが押え ・コンクリート押え ・モルタル押え(屋内等) ・図示による	11.2 材料	*特殊部位用金物 引金物、だば、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による	11.2.1 材料	*タイル ※図示による						
れんがが押えの保護工法 ・図示による ()		2節 セメントタイルによるタイル張り		*タイル 適用箇所 形状 寸法 耐凍害性 耐滑り性 標準色/特別色 タイル張り工法						
*屋上排水溝 ・図示による ()	11.2.2 材料	*特殊部位用金物 引金物、だば、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による	11.2.2 材料	床 300x300						
*改質アスファストシート 種類及び厚さ ※表9.3.1～表9.3.3による () ・図示による		3節 有機系接着剤によるタイル張り		*タイル ※図示による						
*粘着層付改質アスファストシート、部分粘着層付改質アスファストシート 種類及び厚さ ※表9.3.2及び表9.3.3による () ・図示による	11.2.3 張付け用材料等	*特殊部位用金物 引金物、だば、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による	11.2.3 張付け用材料等	*既調合モルタル ()						
*押え金物 材質、形状及び寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0(mm)程度 () ・図示による		11.2.6 施工		*下地モルタル塗りのコンクリート素地処理 ・MCR工法 ⊙目荒し工法 () ・図示による						
*屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材の種類及び厚さ ※図示による ()	11.3 シーリング	*特殊部位用金物 引金物、だば、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による	11.3.2 材料	*壁タイル張り工法 タイルの種類及び工法 () ・図示による 上記11.2.2の表による [表11.2.3]						
*防水層の工法による種別		11.3.2 材料		*タイル 適用箇所 形状 寸法 耐凍害性 耐滑り性 標準色/特別色 タイル張り工法						
*屋根露出防水密着工法 仕上塗料 種類 () ・図示による	9.4.2 材料	*特殊部位用金物 引金物、だば、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による	9.4.2 材料	*合成高分子系ルーフィングシート防水						
*屋根露出防水絶縁工法 脱気装置 種類、設置数量 ※改質アスファストシート製造所の指定 ()		*ルーフィングシート 種類及び厚さ ※表9.4.1～表9.4.3による () ・図示による								
*屋根露出防水絶縁断熱工法 脱気装置 種類、設置数量 ※改質アスファストシート製造所の指定 ()	9.4.3 防水層の種別及び工程	*特殊部位用金物 引金物、だば、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による	9.4.3 防水層の種別及び工程	*可塑性移行防止シート 材質 ※発泡ポリエチレンシート () ・図示による						
*屋根露出防水密着工法 仕上塗料 種類 () ・図示による		*断熱工法に用いる断熱材 機械的固定工法の場合の種類及び厚さ ※図示による ()								
*屋根露出防水絶縁断熱工法 脱気装置 種類、設置数量 ※改質アスファストシート製造所の指定 ()	9.4.4 施工	*特殊部位用金物 引金物、だば、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による	9.4.4 施工	*固定金具の材質、形状及び寸法 ※9.4.2(3)(イ)による () ・図示による						
*屋根露出防水密着工法 仕上塗料 種類 () ・図示による		*断熱工法に用いる断熱材 機械的固定工法の場合の種類及び厚さ ※図示による ()								
*屋根露出防水絶縁断熱工法 脱気装置 種類、設置数量 ※改質アスファストシート製造所の指定 ()	9.5.3 防水層の種別及び工程	*特殊部位用金物 引金物、だば、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による	9.5.3 防水層の種別及び工程	*断熱工法に用いる断熱材 機械的固定工法の場合の種類及び厚さ ※図示による ()						
*屋根露出防水密着工法 仕上塗料 種類 () ・図示による		*防水層の工法による種別								
*屋根露出防水絶縁断熱工法 脱気装置 種類、設置数量 ※改質アスファストシート製造所の指定 ()	9.5.4 施工	*特殊部位用金物 引金物、だば、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による	9.5.4 施工	*接着工法でプレキャストコンクリート下地の場合の目地処理 () ・図示による						
*屋根露出防水密着工法 仕上塗料 種類 () ・図示による		*防水層の地下におけるモルタル塗箇所 () ・図示による								
*屋根露出防水絶縁断熱工法 脱気装置 種類、設置数量 ※改質アスファストシート製造所の指定 ()	9.6.4 施工	*特殊部位用金物 引金物、だば、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による	9.6.4 施工	*接着工法でプレキャストコンクリート下地の入隅部の増張り(種別 S-F1、SI-F1) () ・図示による						
*屋根露出防水密着工法 仕上塗料 種類 () ・図示による		*防水層の地下の立上り ※表6.2.4[打放し仕上げの種別]のB種 ()								
*屋根露出防水絶縁断熱工法 脱気装置 種類、設置数量 ※改質アスファストシート製造所の指定 ()	9.7.2 材料	*特殊部位用金物 引金物、だば、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による	9.7.2 材料	*建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ()						
*屋根露出防水密着工法 仕上塗料 種類 () ・図示による		*シーリング材の種類及び施工箇所 ※種類は被着体に応じたものとし[表9.7.1]による ・図示による								
*屋根露出防水絶縁断熱工法 脱気装置 種類、設置数量 ※改質アスファストシート製造所の指定 ()	9.7.3 目地寸法	*特殊部位用金物 引金物、だば、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による	9.7.3 目地寸法	*保護層の立上り部の保護モルタル塗厚 ※7mm以下 () ・図示による						
*屋根露出防水密着工法 仕上塗料 種類 () ・図示による		*シーリング材の目地寸法 ※9.7.3(1)(ア)、(イ)、(ウ)による () ・図示による								
*屋根露出防水絶縁断熱工法 脱気装置 種類、設置数量 ※改質アスファストシート製造所の指定 ()	9.7.5 シーリング材の試験	*特殊部位用金物 引金物、だば、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による	9.7.5 シーリング材の試験	*防水層の立上り部の保護モルタル塗厚 ※7mm以下 () ・図示による						
*屋根露出防水密着工法 仕上塗料 種類 () ・図示による		*接着性試験 ※簡易接着性試験 ・引張接着性試験								
*屋根露出防水絶縁断熱工法 脱気装置 種類、設置数量 ※改質アスファストシート製造所の指定 ()	10.1.3 施工一般	*特殊部位用金物 引金物、だば、かすがい、受金物 ※10.2.2(1)(ア)による () ・図示による	10.1.3 施工一般	*防水層の立上り部の保護モルタル塗厚 ※7mm以下 () ・図示による						
*屋根露出防水密着工法 仕上塗料 種類 () ・図示による		*石材の割付 () ・図示による								

備考	工事名	刈谷駅地域交流拠点施設内装整備設計業務委託	刈谷市都市政策部まちづくり推進課		
	図面名	建築工事特記仕様書 5/10	図面No	A-005	縮尺 N.S.
					年・月 R5・3

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考
11	11.3.4 シーリング材	・愛知県産 *役物 ・有 ・無 *種類 打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地 ※ホリウレタ系シーリング材 ・() 伸縮調整目地その他の目地 ※変成シリコン系シーリング材 ・()		13	13.2.3 工 法	*下葺材料(釘又はスチールが打てる下地の場合) ・アスファルトルーフィング940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材 *屋根真形式 ※図示による *建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 () *屋根真形式に応じた葺板の寸法・厚さ、下地、留付け工法等 ※図示による () *積草の場合 ・つかみ込み ・けらば包み納め ※図示による *雪止め ※図示による ()	
11	11.3.5 施 工	*下地調整塗材塗りを行うコンクリート素地面処理 ・MCR工法 ・目荒し工法 () ・図示による *壁タイル張り タイルの種類等 ・内装タイル ・外装タイル ・ユニットタイル ・() ・図示による [表11.3.2] *外装タイル接着剤張りの目地詰め ・行わない		13	13.3 工 法	*折板 形式 ・重ね形 ・はげ締め形 ・() ・図示による 山高、山ピッチ、耐力、厚さ ※図示による () 材料 ※鋼板製 () ・図示による *折板に使用する材料 材質の種類 () ・図示による *軒先面戸板 ・有 ・無 ・図示による *断熱材張りを行う場合の断熱材の種類、厚さ、防火性能等 ※図示による ()	[表13.2.1]
12	2節 材 料			13	13.3.3 工 法	*建築基準法に基づく風圧力に対応した工法() *耐雪性能に対応した工法の適用 ・有 ・無 ・図示による *けらば納め ※けらば包み () ・図示による	
12	12.2.1 木 材 (1)(4) (1)(5) (2)(7)	*含水率 下地材 ※A種 ・B種 造作材 ※A種 ・B種 [表12.2.1] *材料のホルムアルデヒド放散量等 ※12.2.1(1)(ウ)による () *製材 「JAS1083(製材)」による製材 下地用製材 寸法、含水率及び保存処理 ※図示による 等級 ※図示による ※2級 造作用製材 等級、寸法、含水率及び保存処理 ※図示による 板類における等級 ※枠、額縁、敷居、鴨居、框の類の見掛け面は上小節、それ以外は小節以上 広葉樹製材 寸法及び保存処理 ※図示による 等級 ※1等 ・図示による () 含水率 ※10%以下 ・図示による ()		13	13.4 材 料	*粘土瓦 種類、大きさ、役物瓦の種類、雪止め瓦の使用 ※図示による () 産地 ※愛知県産 JIS A 5208に基づく凍害試験等 ・行う ※行わない *瓦椽木 材質 ※杉 () 寸法(幅21、高さ15(mm)以上) ※図示による () *棟補強用芯材 材質 ※杉 () ・図示による 寸法(幅40、高さ30(mm)以上) ※図示による () *瓦緊結用釘及びねじの種類、径及び長さ ※図示による () *棟補強等に使用する金物等の材質、形状、寸法、留付け方法 ※図示による () *下葺材料(釘又はスチールが打てる下地の場合) ・アスファルトルーフィング940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材 *建築基準法に基づく風圧力又は地震力に対応した瓦の緊結方法等の工法() *瓦緊結用釘又はねじの有効長さの最小値 ・先端が野地板厚さの2分の1以上に達する長さ ・野地板の裏面(下地)まで貫通する長さ *瓦椽木の留付け工法 () ・図示による *棟の工法 ・7寸丸伏せ棟 ・F型用冠瓦伏せ棟 ・のし積み棟 () ・図示による *面戸、雀口、葺土の露出する瓦接合部の仕上げ ・モルタル ・瓦葺き用しつくい ・図示による	
12	(2)(4) (3)(7)	「JAS1083(製材)」以外の製材 下地、造作及び仕上げに用いる製材 寸法、材面の品質、含水率及び防虫処理 ※図示による 造作材の材面の品質の基準 ※A種 ・B種 [表12.2.2] *造作用集成材 「集成材のJAS」による造作用集成材 造作用集成材 品名、樹種名、見付け材面、寸法 ※図示による 見付け材面の品質 ※1等 ・図示による () 化粧ばり造作用集成材 品名、樹種名、化粧薄板の厚さ、見付け材面、寸法 ※図示による 見付け材面の品質 ※1等 ・図示による ()		13	13.4.3 工 法	*下葺材料(釘又はスチールが打てる下地の場合) ・アスファルトルーフィング940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材 *建築基準法に基づく風圧力又は地震力に対応した瓦の緊結方法等の工法() *瓦緊結用釘又はねじの有効長さの最小値 ・先端が野地板厚さの2分の1以上に達する長さ ・野地板の裏面(下地)まで貫通する長さ *瓦椽木の留付け工法 () ・図示による *棟の工法 ・7寸丸伏せ棟 ・F型用冠瓦伏せ棟 ・のし積み棟 () ・図示による *面戸、雀口、葺土の露出する瓦接合部の仕上げ ・モルタル ・瓦葺き用しつくい ・図示による	
12	(3)(4)	「集成材のJAS」以外の造作用集成材 造作用集成材 樹種、寸法、見付け材面の品質 ※図示による 含水率 ※15%以下 ・図示による () 化粧ばり造作用集成材 樹種、寸法、化粧薄板の厚さ、見付け材面の品質 ※図示による 含水率 ※15%以下 ・図示による ()		13	13.5 事	5節 と い 13.5.2 材 料 *材質等 ・配管用鋼管 ・配水管継手 ・硬質ポリ塩化ビニル管 ・硬質ポリ塩化ビニル管継手 ・ルフトレン [表13.5.1] ・硬質塩化ビニル雨どい ・ステンレス鋼板 ・とい緊結用鋼線 ・表面処理鋼板(耐酸被覆鋼板) ・表面処理鋼板(耐酸被覆鋼板以外)(JIS規格: 塗膜の種類:) *とい受金物及び足金物 材質 ※ 溶融亜鉛メッキ () ・図示による 形状、取付け間隔 ※図示による ()	
12	(4)(7)	*造作用単板積層材 「単板積層材のJAS」に基づく造作用単板積層材 品名、寸法、表面の品質及び防虫処理 ※図示による 「単板積層材のJAS」以外の造作用単板積層材 寸法、表面の品質及び防虫処理 ※図示による 含水率 ※14%以下 ・図示による ()		13	13.5.3 工 法	*防露巻き(鋼管製とい) ※表13.5.4による () ・図示による	
12	(5)	*直交集成板 品名、強度等級、種別、接着性能、樹種名及び寸法 ※図示による		14	2節 表面処理	14.2.1 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理 *種別 ・図示による ・AB-1種 ・AB-2種 ・AC-1種 ・AC-2種 ・BA-1種 ・BA-2種 ・BB-1種 [表14.2.1] ・BB-2種 ・BC-1種 ・BC-2種 ・C種(常温乾燥形の塗装())	[表14.2.1]
12	(6)	*合板等 下地用合板 普通合板 品名、単板の樹種名、防虫処理 ※図示による 厚さ ※5.5mm ・図示による 接着の程度 ※1類 ・図示による 板面の品質 ※2等以上(広葉樹) ※C-D以上(針葉樹) ・図示による 湿潤状態となる場所に使用する場合の接着の程度 ※1類 ・図示による 品名、単板の樹種名、保存処理、防虫処理、強度等級 ※図示による 厚さ ※12mm ・図示による 接着の程度 ※1類(湿潤箇所を除く) ※特類(湿潤箇所) ・図示による 等級 ※2級以上 () 板面の品質 ※C-D以上 () 化粧ばり構造用合板 品名、厚さ、単板の樹種名、接着の程度、防虫処理 ※図示による 湿潤状態となる場所に使用する場合の接着の程度 ※特類 ・図示による 天然木化粧合板 厚さ、接着の程度、化粧板に使用する単板の樹種名、防虫処理 ※図示による 特殊加工化粧合板 品目、厚さ、接着の程度、単板の樹種名、化粧加工の方法、防虫処理 ※図示による パーティクルボード 表裏面の状態による区分、難燃性による区分及び厚さ ※図示による 曲げ強さによる区分、耐水性による区分、厚さ ※15mm、13MR1(M)タイプ ※15mm、13MR2(P)タイプ ()		14	14.2.2 鉄鋼の亜鉛めっき	*陽極酸化皮膜の着色方法 ※二次電解着色 () 色合等() ・図示による *亜鉛めっき種別 ・図示による ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種 [表14.2.2]	[表14.2.2]
12	12.2.2 接合具等	*造作材の化粧面の釘打ち ※隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭現し [表12.2.3] *諸金物の形状、寸法、材質 ※12.2.2(2)(ア)による () ・図示による [表12.2.5]		14	4節 軽量鉄骨天井	14.4.2 形式及び寸法 *野縁等の種類 屋内 ※19形 ・25形 ・図示による 屋外 ・19形 ※25形 ・図示による *屋外の野縁受、吊りボルト、インサートの間隔 ()mm ※図示による *屋外の野縁間隔 ()mm ※図示による *タテ等により吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法 ※図示による () *天井のふところ高さが3mを超える場合の補強方法 ※図示による () *天井下地材の耐震性を考慮した補強方法 ※図示による () *耐風圧性を考慮した補強方法(屋外の軒、ピロティ等の天井) ※図示による ()	[表14.4.1]
12	12.3.1 防腐・防蟻・防虫処理	*薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理 適用部材 ※図示による () 保存処理性能区分 ※K3 () *薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 表面処理用木材保存剤による処理 ・行う ・行わない 薬剤の種類、適用部材 ※図示による () 処理の方法 ※12.3.1(イ)(b)による () ・図示による *薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 ・図示による ・行う() ・行わない *合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理 ・図示による ・行う() ・行わない *防虫処理の適用(ラワン材等を仕様する場合の性能区分K1) ※図示による ()		14	14.4.4 工 法	*天井のふところ高さが3mを超える場合の補強方法 ※図示による () *天井下地材の耐震性を考慮した補強方法 ※図示による () *耐風圧性を考慮した補強方法(屋外の軒、ピロティ等の天井) ※図示による ()	
12	12.3.2 防虫処理			14	5節 軽量鉄骨壁下地	14.5.3 形式及び寸法 *スタッド、ランナーの種類 ・50形 ○65形 ・90形 ○100形 ※スタッドの高さに応じた種類 ・図示による [表14.5.1] *スタッド高さが5.0mを超える場合 () *出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ※14.5.4(5)による () ・図示による	[表14.5.1]
12	4節 RC造等の内部間仕切軸組及び床組			14	14.5.4 工 法	*金属成形板 種別、表面処理 ※図示による () *取付け用下地 ※4節 軽量鉄骨天井下地による () ・図示による *長尺ものの温度変化に対する伸縮調整継手 () ・図示による	
12	12.4.1 木 材	*間仕切軸組に用いる木材 ・杉 () *床組に用いる木材(土間スラブ類の土台、転ばし大引、転ばし根太) ・ひのき ・保存処理木材 () 床組に用いる木材(上記以外) ・杉 ・松 ()		14	6節 金属成形板張り	14.6.2 材 料 14.6.3 工 法	
12	12.5.1 木 材	*窓、出入口その他に用いる木材 吊元桄、水掛りの下桄、敷居 ※ひのき () ・図示による その他 ・松 ・杉 () ・図示による		14	7節 アルミニウム製笠木	14.7.2 材 料 *主な構成部材による種類 ・250形 ・300形 ・350形 ・図示による [表14.7.1] *笠木本体の材料の表面処理の種類 [表14.2.1] ・図示による ・AB-1種 ・AB-2種 ・AC-1種 ・AC-2種 ・BA-1種 ・BA-2種 ・BB-1種 ・BB-2種 ・BC-1種 ・BC-2種 ・C種(常温乾燥形の塗装())	[表14.7.1] [表14.2.1]
12	6節 床板張り	*緑甲板、上がりがまちに用いる木材 ※ひのき () ・図示による		14	14.7.3 工 法	*建築基準法に基づく風圧力に対応した工法()	
12	7節 壁及び天井下地	*木材 ・杉 ・松 () ○図示による		15	2節 下 地	15.2.4 ラス系下地 *ラス系下地種類 通気工法 ・二層下地 ・単層下地 () 直張り工法 ・ラスモルタル下地 ・ラスシートモルタル下地 () 通気工法(外張断熱工法) () *ラス及び補強用平ラス 素材記号 () ※K [二層下地通気構法] ・波形ラス(W700) ・こぶラス(K800) ・力骨付きラス(BP700) [単層下地通気構法] ※リプラスC(RC800) 種類、単位面積当たりの質量 () ・図示による *ラスシート 山高、山ピッチ、質量及び溶接ピッチによる区分 ※LS4[耐力壁] () ・図示による	
12	13.2.2 材 料	*長尺金属板の種類に応じた板及びコイルの種類 ※JIS G 3322の屋根用コイル(塗膜の種類、厚さ) ・図示による 塗膜の耐久性の種類、めっき付着量、厚さ ※図示による ()		15	4節 軸組		

備考	工事名	刈谷駅地域交流拠点施設内装整備設計業務委託	刈谷市都市政策部まちづくり推進課		
	図面名	建築工事特記仕様書 6/10	図面No	A-006	縮尺 N.S.
					年・月 R5・3

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考		
15	15.2.5 せっこうボードその他のボード下地	*ステープルの形状及び寸法 ※L925TS[リプラス] ※L1019JS[波形ラス] ・() ・図示による *通気工法二層下地の場合の換気口の措置 ※「公共建築木造工事標準仕様書」11.4.3(2)(ク)による ・図示による *直張り工法のラスシート下地の場合のラスシートの施工[耐力壁として使用する場合] ※図示による		16	16.3.3 材料	*断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・図示による ・H-4 ・H-5 ・H-6 ・H-7 ・H-8 ・() [表16.3.3] *外壁に面する建具の日射熱取得性の等級 ・図示による ・() *ガラス ※複層ガラス ・() ・図示による			
	15.2.6 こまい下地	*せっこうボード及びびろボードの種類、厚さ ※図示による ・() 木質系セメント板の種類、厚さ(15mm以上) ※図示による ・()			16.3.4 形状及び仕上げ	*表面色 ・標準色 ・特注色			
	15.2.7 木ずり下地	*耐力壁の指定がある場合 ※図示による *木ずり用小幅板の樹種 ※杉[心去り材] ・() ・図示による ◎監督員と打合せによる			16.3.5 工法	*水きり板 ・図示による ・() ぜん板 ・図示による ・() *内付け建具 ・適用する ・適用しない			
	3節 モルタル塗り	*モルタル ・現場調合材料 ・既調合材料 ・図示による *既製目地材 ・使用する(形状:) ・使用しない ・図示による			4節 鋼製建具				
	15.3.2 材料	*床の目地割り ※目地割2m程度、最大目地間隔3m程度 ・() ・図示による 種類 ※押し目地 ・() ・図示による			16.4.2 性能及び構造	*簡易気密型ドアセットの性能等級 ※気密性A-3、水密性W-1 ・() 外部に面する建具の耐風圧性の等級 ・S-4 ・S-5 ・S-6 ・図示による [表16.2.1] *防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・図示による ・() *断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・図示による ・() *耐震ドアとする場合の面内変形追従性の等級 ・図示による ・() *点検口の類のくつずりの材料 ・図示による ・()			
	15.3.5 工法	*外壁タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験 ※行う ・行わない ・()			16.4.3 材料				
	6節 仕上塗材仕上げ	*仕上塗材 種類(呼び名)、仕上げの形状、工法 ※図示による ・() [表15.6.1] *内装薄塗材及び内装厚塗材で吸放湿性を有する塗材の使用箇所及び種類等 ※図示による *複層仕上塗材の耐候性 ・耐候形()種 ・図示による *複層仕上塗材の上塗材 [表15.6.2] 樹脂 ・アクリル系 ・シリカ系 ・ホリウレタン系 ・アクリルシリコン系 ・ふっ素系 ・図示による 溶媒 ・水系 ・弱溶剤系 ・溶剤系 ・図示による 外観 ・つやあり ・つやなし ・メタリック ・図示による			16.4.4 形状及び仕上げ	*鋼板類の厚さ(有効開口幅が950mm又は有効高さ2400mmを超える場合を除く) ※表16.4.2による ・図示による ・() *くつずりの仕上げ ・HL(ステンレス鋼板の場合) ・図示による ・() *形式及び寸法 ・図示による ・()			
	15.6.2 材料	*外装厚塗材Si、Eの上塗材の適用 ・適用する ・適用しない ・図示による *外装厚塗材Cの上塗材[セメントスタッコ以外の場合] ・() ・図示による			16.4.6 標準型鋼製建具				
	7節 マスチック塗材塗り				5節 鋼製軽量建具				
	15.7.2 材料	*種別 ・A種 ・B種 [表15.7.1]			16.5.2 性能及び構造	*簡易気密型ドアセット(気密性:A-3) ・適用する ・適用しない ◎図示による ・() *耐震ドアとする場合の面内変形追従性の等級 ・図示による ・() *防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・図示による ・() *断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・図示による ・()			
	10節 しっくい塗り				16.5.3 材料	*鋼板類の種類 ※図示による ・() *合合せ、縦小口包み板等 ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金 *鋼板類の厚さ(有効開口幅が950mm又は有効高さ2400mmを超える場合を除く) ※表16.5.1による ・図示による ・()			
	15.10.1 一般事項	*下地 ※図示による ・()			16.5.4 形状及び仕上げ				
	15.10.2 材料	*材料 ・現場調合材料 ・既調合材料(色しっくいの適用 ・有 ・無) ・図示による			6節 ステンレス製建具				
	15.10.3 調合及び塗厚	*調合及び塗厚 せっこうボード下地の場合 ※表15.10.1による ・() ・図示による モルタル塗り下地の場合 ※表15.10.2による ・() ・図示による 木ずり下地の場合 ※表15.10.3による ・() ・図示による せっこうプaster下地及びこまい土壁下地の場合 その他の下地の場合 ※図示による			16.6.3 材料	*ステンレス鋼板 ※ SUS304 ※ SUS430J1L ※ SUS443J1 ・図示による ・()			
	15.10.4 工法	*上塗りの仕上げ工法 ※表15.10.5による ・() ・図示による			16.6.4 形状及び仕上げ	*表面仕上げ ※ HL ・図示による ・()			
11節 こまい壁塗り			16.6.5 工法	*曲げ加工 ※ 普通曲げ ・角出し曲げ ・図示による					
15.11.2 材料	*のり 土壁用 ※ つのまた ・() ・図示による 砂壁用 ※ ふのり ・() ・図示による *色土 土物仕上に用いる色土の種類 ・() ・図示による 大津仕上に用いる色土の種類 ・() ・図示による *色砂の種類 ・() ・図示による		7節 木製建具						
15.11.3 調合	*下塗りの調合 ※表15.11.2による ・() ・図示による		16.7.2 材料	*含水率 ※ A種 ・B種 ・図示による [表16.7.1] *フラッシュ戸の材料 表面材の種類 ・16.7.2(2)(ア)による合板 ・16.7.2(2)(ア)によるMDF ・図示による 表面材の品質等 MDFの裏表面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接着剤による区分、難燃性による区分 ・図示による ・() *かまち戸の材料 かまち及び鏡板の樹種 () ・図示による *ふすまの材料 種別 ・I型 ・II型 ふすま紙の上張りの種類 ・() ・図示による *枠及びくつずりの材料 ・図示による ・()		16.7.3 形状及び仕上げ	*フラッシュ戸 表面材の厚さ ※表16.7.6による ・() ・図示による *木製建具の見込み寸法 [表16.7.7] かまち戸 ※ 36mm ・()mm ・図示による ふすま戸 ※ 19.5mm ・()mm ・図示による 戸ぶすま ※ 30mm ・()mm ・図示による 紙張り障子 ※ 30mm ・()mm ・図示による		
15.11.4 塗厚	*塗厚 ※表15.11.8による ・()mm ・図示による		16.7.4 工法	*フラッシュ戸の定規線(引戸)の召合わせ線の形状 ※いんろう付としない ・いんろう付き ・図示による *ふすまの線の仕上げ ・塗り線 ・生地線 ・図示による [表16.7.10]					
15.11.5 工程	*ごまい壁の工程の種類 ※ A種 ・B種 [表15.11.9]		8節 建具用金物						
15.11.7 土物仕上げ	*工法の種類 ・水ごね土物1工法 ・水ごね土物2工法 ・のりさし土物工法 ・のりごね土物工法 ・砂壁仕上げ工法 ・切返仕上げ工法 ・図示による *ちりじゃくり ・() ・図示による *工法の種類 ・普通大津仕上げ工法 ・大津みがき仕上げ工法 ・図示による		16.8.1 一般事項	*既製の建具用金物のうち機能上必要最低限のもの ※ 建具製作所の仕様による ・()					
15.11.8 大津仕上げ			16.8.2 材質、形状及び寸法	*金物の種類及び見え掛り部の材質 ※表16.8.1による ・() 表16.8.1中の*印の適用並びに備考中の特記について ※図示による ・() *金属製建具用丁番の枚数及び大きさ ※表16.8.2による ・() ・図示による *樹脂製建具用丁番の枚数及び大きさ ※表16.8.3による ・() ・図示による					
12節 ロックウール吹付け			16.8.3 取付け施工	*木製建具用丁番の枚数及び大きさ ※表16.8.4による ・() ・図示による 戸車及びレール ※表16.8.5による ・() ・図示による					
15.12.3 配合及び密度等	*仕上げ吹付け厚さ ()mm ・図示による		16.8.4 鍵	*握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置 ・図示による ・() *マスターキー ・製作する() ・製作しない *鍵の制作本数等 ※ 3本1組とし、室名札を付ける ・() 鍵箱 ※ 要 ・不要					
16	1節 共通事項		9節 自動ドア開閉装置						
16.1.3 防火戸	*防火戸の適用 ※ 図示による *防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸と連動させるもの ・図示による ・ヒューズ装置 ・熱感知器 ・煙感知器		16.9.2 性能	*戸の開閉方式 ・() ・図示による *駆動装置の性能値 ※表16.9.1による(引き戸用) ・() ・図示による 防錆の適用 ・適用する ・適用しない ・図示による *車椅子使用者用便房出入口の引き戸用駆動装置の性能 ※表16.9.2による ・() ・図示による 防錆の適用 ・適用する ・適用しない ・図示による *検出装置の性能 ※表16.9.3による(引き戸用) ・() ・図示による 防錆の適用 ・適用する ・適用しない ・図示による *引き戸用検出装置の種類 ※表16.9.4による ・() ・図示による タッチスイッチの開閉スイッチ ・無線式タッチスイッチ ・光線式タッチスイッチ 車椅子使用者用便房スイッチの開閉スイッチ ・大形(開・閉)押しボタンスイッチ ・非接触スイッチ *凍結防止措置 ・要 ・不要					
16.1.4 見本の製作等	*建具見本の製作 ・有 ※ 無 特殊な建具の仮組 ・実施する ・実施しない		10節 自閉式上吊り引戸装置						
16.1.6 その他	*防犯建物部品 ・使用しない ・使用する(使用箇所)		16.10.3 性能等	*自閉式上吊り引戸装置の性能 ※表16.10.1による ・() ・図示による					
2節 アルミニウム製建具			11節 重量シャッター						
16.2.2 性能及び構造	*外部に面する建具[コンクリート系下地又は鉄骨下地] ・A種 ・B種 ・C種(枠の見込み寸法:) ・図示による [表16.2.1] 外部に面する建具[木下地] ・D種 ・E種 ・図示による 枠の見込み寸法() [表16.2.2] *防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・図示による ・() *断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・図示による ・()								
16.2.3 材料	*網戸 防虫網 材質 ※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス製(SUS316) ・図示による 線径、網目 ※線径0.25mm以上、網目16~18メッシュ(合成樹脂) ・() ・図示による								
16.2.4 形状及び仕上げ	*アルミニウムの表面処理 色 ・標準色 ・特注色 種別 ・図示による ・AB-1種 ・AB-2種 ・AC-1種 ・AC-2種 ・BA-1種 ・BA-2種 ・BB-1種 [表14.2.1] ・BB-2種 ・BC-1種 ・BC-2種 ・C種(常温乾燥形の塗装()) *結露水の処理方法 ・図示による ・製作所の仕様による ・()								
16.2.5 工法	*水きり板 ・図示による ・() ぜん板 ・図示による ・() *内付け建具 ・適用する ・適用しない								
3節 樹脂製建具									
16.3.2 性能及び構造	*外部に面する建具[コンクリート系下地又は鉄骨下地] ・A種 ・B種 ・C種 枠の見込み寸法 ・() ・図示による [表16.3.1] 外部に面する建具[木下地] ・D種 ・E種 ・図示による 枠の見込み寸法 () [表16.3.2] *防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・図示による ・T-1 ・T-2 ・()								

備考	工事名	刈谷駅地域交流拠点施設内装整備設計業務委託		
	図面名	建築工事特記仕様書 7/10		
	図面No	A-007	縮尺	N.S.
			年・月	R5・3
			刈谷市都市政策部まちづくり推進課	

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考			
16	16.11.2 形式及び機構	*シャッター種類 ○管理用シャッター ・外壁用防火シャッター ・屋内用防火シャッター ・防煙シャッター ・図示による *耐風圧強度[外壁開口部に設置する重量シャッター] () ・図示による *開閉方式の種類 ※電動式(手動併用) ・手動式 ・図示による [表16.11.1] *電動式シャッターにおける不測の落下防止装置設置箇所 ・図示による () *電動式シャッターにおける障害物感知装置設置箇所 ○図示による () *屋内用防火シャッター、防煙シャッターの危害防止機構の設置箇所 ・図示による () *シャッターケース[管理用シャッター] ・設置する ○設置しない ・図示による			17	17.3.3 形状及び仕上げ	*補強鉄線 径、網目寸法 () ・図示による *シーリング材の種類 () ・図示による *耐火目地材 () ・図示による *断熱材 () ・図示による *先付材料 仕上げ材、建具枠、コンドラ用ガイドレール等 ※図示による () *製品の見え掛り部の寸法許容差 ※表17.3.11による () *PCカーテンウォールの仕上げ () ・図示による *アンカー溝(構造用ガスケットを用いる場合) 寸法、寸法許容差 () ・図示による *配筋 ※配筋を定めた計算書による(監督職員の手書を受ける) () *PCカーテンウォール部材取付け位置の寸法許容差 ※表17.3.2による () ・図示による *ガラスの取付け () ・図示による			
	16.11.3 材料	*スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類 () ・図示による 鋼板のめっき付着量 ※Z12またはF12を満足するもの ()		17.3.4 製作						
	12節 軽量シャッター			17.3.5 取付け						
	16.12.2 形式及び機構	*開閉方式 ※手動式 ・電動式(手動併用) *耐風圧強度 () ・図示による		17.3.6 ガラスの取付け						
	16.12.3 材料	*スラットの材質の種類 ・JIS G 3312 ・JIS G 3322 ・図示による () スラットのめっき付着量 ※JIS G 3312の場合はZ06又はF06を、JIS G 3322の場合はAZ90を満足 ・図示による		2節 素地ごしらえ						
	16.12.4 形状及び仕上げ	*スラットの形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形 ・図示による ()		18.2.2 木部		*種別 ※A種[不透明塗料塗り] ※B種[透明塗料塗り] () ・図示による [表18.2.1]				
	16.13 13節 オーバーヘッドドア	16.13.2 形式及び機構	*セクション材料による区分 ※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ ・図示による *JIS A 4715による風圧力による強さの区分 () ・図示による *開閉方式 ※バランス式 ・チェーン式 ・電動式 ・図示による *収納形式 ・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形 ・図示による *ガイドレールの材料 ※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板 ・図示による			18.2.3 鉄鋼面	*種別 ・A種 ※B種 ※C種 ・図示による [表18.2.2]			
		16.13.3 材料		18.2.4 亜鉛めっき鋼面		*種別 ・A種 ・B種 ・図示による [表18.2.3]				
	14節 ガラス	16.14.2 材料	*フロート板ガラス 品種及び厚さの呼びによる種類 ・図示による () 型板ガラス 厚さによる種類 ・図示による () 網入及び線入板ガラス 網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さによる種類 ・図示による () 合わせガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組み合わせ並びに合計厚さ () ・図示による 特性による種類 ・I類 ・II-1類 ・II-2類 ・III類 () ・図示による 形状による種類及び材料板ガラスの種類による名称 ・図示による () 強化ガラス 特性による種類 ・I類 ・III類 ・図示による () 熱線吸収板ガラス 板ガラスの種類、厚さによる種類 ・図示による () 性能による種類 ・1種 ・2種 ・図示による () 複層ガラス 材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、複層ガラス厚さ ・図示による () 断熱性による区分 ・T1 ・T2 ・T3 ・T4 ・T5 ・T6 ・図示による 日射取得性、日射遮蔽性による区分 ・G ・S ・図示による 乾燥気体の種類 ・空気 ・アルゴン ・クリプトン ・ネオン ・図示による 熱線反射ガラス 材料板ガラスの種類 () ・図示による 厚さによる種類 ・6mm ・8mm ・10mm ・12mm ・図示による () 日射熱遮へい性区分 ・1種 ・2種 ・3種 ・図示による () 耐久性区分 ・A類 ・B類 ・図示による () 倍強度ガラス 材料板ガラスの種類 () ・図示による 厚さによる種類 ・6mm ・8mm ・10mm ・12mm ・図示による () *ガラス留め材 ・シーリング材 ・ガスケット() ・図示による () アルミニウム製建具及び樹脂製建具のガスケットの用途による区分 ※16.4.2(2)(イ)による ・図示による () *板ガラスをはめ込む溝の大きさ ※建具の製造所の仕様による ()				18.2.5 モルタル面、プaster面	*種別 ・A種 ※B種 ・図示による [表18.2.4]		
		16.14.3 ガラス溝の寸法、形状等				18.2.6 コンクリート面、ALC面等	*種別 ・A種 ※B種[コンクリート、ALCパネル面][耐候性塗料塗りの場合は表18.2.6による] ・図示による [表18.2.5] *種別 ・A種 ・B種[押出成型セメント板面] ・図示による *種別 ※A種[継目処理工法の場合] ※B種[その他の場合] () ・図示による			
		16.14.5 ガラスブロック積み	*材料 ガラスブロック 表面形状、呼び寸法及び厚さ ※図示による () 壁用金属枠及び補強材 ※図示による () カ骨の材質、寸法及び形状 ※ステンレス鋼(SUS304)製径5.5mmのはしご状複筋及び単筋 () ・図示による 化粧目地モルタルの色 ・図示による () シーリング材の種類 ・図示による () 金属製化粧カバーの材質、寸法及び形状 ・図示による () *工法 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ・図示による () 木下地の場合壁用金属枠の取付け ・図示による () 目地幅 平積み ()mm ※8mm以上15mm以下 ・図示による () 曲面積み ()mm ※外側15mm以下、内側6mm以上 ・図示による () 伸縮調整目地位置 ()m以下ごと ※6m以下ごと 伸縮調整目地部の横カ骨の納まり ※ガラスブロック製造所の仕様 ・図示による				3節 錆止め塗料塗り	18.3.2 塗料種別 *鉄鋼面錆止め塗料の種類[つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの場合] ・A種 ※B種 [表18.3.1] *亜鉛めっき鋼面錆止め塗料 ※A種[合成樹脂調合ペイント塗りの場合] ・B種 ・C種 [表18.3.2] *鉄鋼面錆止め塗料塗り 見え掛り部 ※A種 ・B種 見え隠れ部 ・A種 ※B種 [表18.3.3] *亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗り 鋼製建具 ※A種 ・B種 その他 ・A種 ※B種 [表18.3.5]		
		17 17.1.3 性能	*耐風圧性、耐震性、水密性、気密性、耐火性、耐温度差性、遮音性、断熱性等の諸性能値 ※図示による () *上記性能の確認及び判定方法 ※監督職員の手書による(適切な資料を提出する) ()				4節 合成樹脂調合ペイント塗り	18.4.2 木部 *種別 屋外 ※A種 ・B種 屋内 ・A種 ※B種 [表18.4.1] 18.4.3 鉄鋼面 *種別 ・A種 ※B種 [表18.4.2]		
		17.2.2 材料	*金属系材料の種類 () ・図示による シーリング材の種類 () ・図示による *ガラス取付けシーリング材の種類 () ・図示による *構造ガスケット 材質、形状 () ・図示による *断熱材 () ・図示による *製品の寸法許容差 ※表17.2.1(アルミニウム合金鍍物を除く) () *製品の見え掛り部分の仕上げ () ・図示による *ガラス溝の寸法、形状等 ※カーテンウォール製作所の仕様による () ・図示による *躯体付け金物の取付け位置の寸法許容差 () ※表17.2.2による *カーテンウォール部材の取付け位置の寸法許容差 () ※表17.2.3による *ガラスの取付け () ・図示による				5節 クリヤラッカー塗り(CL)	18.5.2 クリヤラッカー塗り *種別 ・A種 ※B種 *着色[A種の場合] ・溶剤系着色剤 ・油性染料着色剤 [表18.5.1]		
		17.2.3 形状及び仕上げ					6節 NAD塗り	18.6.2 NAD塗り *アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り 種別 ・A種 ※B種 [表18.6.1]		
		17.2.5 取付け					7節 耐候性塗料塗り(DP)	18.7.2 鉄鋼面DP塗り *鉄鋼面耐候性塗料塗り 上塗り塗料の等級 ・1級 ・2級 ・3級 [表18.7.1] 18.7.3 亜鉛めっき鋼面DP *亜鉛めっき鋼面耐候性塗料塗り 上塗り塗料の等級 ・1級 ・2級 ・3級 [表18.7.2] 18.7.4 コンクリート面等DP塗り *コンクリート面及び押出成型セメント板面耐候性塗料塗り 種別 ・A種 ・B種 ・C種 [表18.7.3]		
17.2.6 ガラスの取付け					8節 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)	18.8.2 コンクリート面等EP-G塗り *コンクリート面、モルタル面、プaster面、せっこうボード面、その他ボード面等つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り 18.8.4 鉄鋼面EP-G塗り *鉄鋼面つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り 種別 ・A種 ※B種 [表18.8.3]				
17.3.2 材料		*コンクリートの種類 普通コンクリート ※6.3.1[コンクリートの材料]による ・図示による () 軽量コンクリート ※表6.10.1[軽量コンクリートの種類]の1種 ・図示による () 設計基準強度Fc ※30N/mm ² () ・図示による 所要スランプ ※12cm () ・図示による 気乾単位容積質量 ※6.2.3[気乾単位容積質量](1)による[普通コンクリート] () ・図示による 単位水量の最大値 ※185kg/m ³ () ・図示による *鉄筋の種類 ※SD295 () ・図示による			9節 合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP)	18.9.2 EP塗り *合成樹脂エマルジョンペイント塗り 種別 ・A種 ※B種 [表18.9.1]				
					10節 ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)	18.10.2 ウレタン樹脂ワニス塗り *種別 ・A種 ※B種 着色の適用 ・適用する ・適用しない [表18.11.1]				
					11節 オイルステイン塗り(OS)	18.11.2 オイルステイン塗り *塗料 () ・図示による [表18.12.1]				
					12節 木材保護塗料塗り(WP)	18.12.2 木材保護塗料塗り *種別 ・A種 ※B種 [表18.13.1]				
19		19.2.2 材料	*ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り *ビニル床シート 種類 ※FS () ・図示による 色柄 () ・図示による 厚さ ※2.0mm () ・図示による *ビニル床タイル 種類 ※KT () ・図示による 色柄 () ・図示による 寸法 () ・図示による 厚さ ※2.0mm () ・図示による *特殊機能床材 帯電防止床シート 種類、性能、厚さ等 ・図示による () 帯電防止床タイル 種類、性能、寸法、厚さ等 ・図示による () 視覚障害者用床タイル 種類、形状 ・図示による () 耐動荷重性床シート 種類、厚さ等 ・図示による () 防滑性床シート 種類、厚さ等 ・図示による () 防滑性床タイル 種類、寸法、厚さ等 ・図示による () *ビニル幅木 種類 () ・図示による () 厚さ ※1.5mm以上 ・図示による () 高さ ※60mm ・図示による () *ゴム床タイル 色柄、種類、厚さ、寸法等 ・図示による () *ビニル床シート、ビニル床タイル用の接着剤種別[下地がセメント系及び木質系以外の場合] ・図示による () *ゴム床タイル用の接着剤種別[下地がセメント系及び木質系以外の場合] ・図示による () *19.2.3(1)(ア)~(イ)以外の下地の工法 ・図示による () *接合部の工法 ※熱溶接工法 () ・図示による			19.2.3 施工				
		19.2.3 施工			3節 カーペット敷き	19.3.2 材料 *織じゅうたん 織り方、パイルの形状 ・図示による () 色柄 () ※模様のない無地 ・図示による パイル糸の種類 ・A種 ・B種 ・C種 [表19.3.1] 帯電性 ※人体帯電圧3kV以下 () *タテドカーペット パイルの形状、パイル長 ・図示による () 帯電性 ※人体帯電圧3kV以下 ()				

備考	工事名	刈谷駅地域交流拠点施設内装整備設計業務委託	刈谷市都市政策部まちづくり推進課		
	図面名	建築工事特記仕様書 8/10	図面No	縮尺	年・月
			A-008	N.S.	R5・3

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考		
22	22.6.3 材料	* 常温系カラー舗装 工法 ・ニート工法 ・塗布工法 ・図示による 着色部の下部 ・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装 ・図示による		そ の 他	建築札 視覚障害者誘導ブロック	受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。			
	22.6.4 配合その他	* 加熱系混合物に添加する着色骨材又は自然石 ※ 図示による * 加熱系 結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料の添加量 ・() ・図示による * ニート工法及び塗布工法の配合その他 ・() ・図示による * アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない				* ・設置する(材種 ※ 石類 ・() 寸法 ・標準300×450 ・()) ・設置しない * 屋内 ※ 塩化ビニール製 ・磁器又はせつ器質タイル ・レジンコンクリート製 ・() * 屋外 ※ 磁器又はせつ器質タイル、レジンコンクリート製 ・() * 突起の形状・寸法及び配列はJIS9251による。			
	22.6.6 試験					化学物質を発生する建築材料等の使用制限の原則	1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びブチレン(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を発生する建築材料等の使用制限の原則	対策をとる建築材料等	使用制限の原則
	7節 透水性アスファルト舗装	* 舗装構成 ※ 図示による ・() * 平坦性 ※ 著しい不陸がないこと ・()						① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板 積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材 ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。 ② 家具、書架、実験台、その他の什器等 ①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 ③ ユリア樹脂板 ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 ④ 壁紙 ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。 ⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤 ⑥ 保温材、緩衝材、断熱材 ⑦ 塗料 ⑧ 仕上塗材	
	22.7.2 舗装の構成及び仕上げ					2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼン(以下「トルエン等」という。)を含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤 トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。 ② 塗料
	8節 ブロック系舗装	* 舗装の構成及び仕上げ				3) クロルピリホス、ダイアジン及びフェノカルブ(以下「クロルピリホス等」という。)を含有する防菌・防蟻剤の使用制限	対策をとる建築材料等	使用制限	木材保存(木材の防菌・防蟻処理)剤 クロルピリホスを含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防菌・防蟻処理等は工場で行い、十分に乾燥した後に現場へ搬入する。
	22.8.2 舗装の構成及び仕上げ	* 舗装構成 ※ 図示による ・() * 平坦性 ※ 著しい不陸がないこと ・()				4) 可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙用接着剤 フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。 ② 木工用接着剤 フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。
	22.8.3 材料	* コンクリート平板舗装の目地材 ・砂 ・モルタル ・図示による [表22.8.1] * 舗石舗装の基層、厚さ ・アスファルト混合物[厚さ80mm] ・コンクリート版[厚さ70mm] ・() ・図示による * コンクリート平板舗装及び舗石舗装のクッション材 ・砂 ・空練りモルタル ・図示による * 平坦性 ※ 平板等間の段差8mm以内 ・() * コンクリート平板 種類、寸法 ・図示による ・() 厚さ ※ 60mm ・() ・図示による * インターロックブロックの種類、形状、寸法、表面加工等 ※ 図示による 車路 ※ 曲げ強度5.0N/mm ² の普通ブロック、厚さ80mm ・() ・図示による 歩道部 ※ 曲げ強度3.0N/mm ² の普通ブロック、厚さ60mm ・() ・図示による * 舗石に用いる石材の種類、形状、寸法及び厚さ ・() ・図示による				* 特定建設資材の 再資源化等	* 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。]に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html 建築工事事務の手引(関連様式)から入手可能。 (注) 別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。		
	9節 砂利敷き	* 種別 通路 ※ A種 ・B種 ・図示による 建物周囲その他 ・A種 ※ B種 ・図示による [表22.9.1]				* 別表1 建築物に係る解体工事	解体工程	作業内容	分別・解体等の方法
	22.9.2 材料					* 別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)	工程及び解体の方法	作業内容	分別・解体等の方法
1節 共通事項			* 別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)	工工程	作業内容	分別・解体等の方法			
23.1.3 植栽地の確認等	* 土壤 水素イオン濃度試験 ・行う ・行わない 電気伝導度試験 ・行う ・行わない								
23.2 植栽基盤	* 植栽基盤の整備[芝及び地被類の植栽以外] ・行う ・行わない * 有効土層 整備面積 ※ 図示による ・() 厚さ ※ 表23.2.1による ・() * 暗きよ、開きよ、排水層、縦穴排水等の設置 ※ 図示による ・() * 植栽基盤整備工法の種別 樹木 ※ A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・図示による [表23.2.2] 芝、地被類 ・A種 ※ B種 ・C種 ・D種 ・図示による								
23.2.2 植栽基盤一般									
23.2.3 材料	* 土壤改良材の適用 ・有() ・無 ・図示による * 植込み用土 ・客土 ・現場発生土の良質土 ・図示による * 客土の材料(1m ³ 当たり) さば土 0.84m ³ 雑物を含まない山さば土の良品 人工肥料 150kg 有機物(樹木の皮葉等)のものを換気発酵 固形肥料 1kg 窒素、りん酸、カリ肥料を6:4:3の割合としたもの								
23.2.4 工法	* 土壤改良材の指定量 ・図示による ・()								
23.3 植樹	* 樹木の樹種、寸法、株立数、及び刈込みものの適用並びに数量 ※ 図示による ・() * 支柱の種類 ※ 丸太 ・竹 ・() ・図示による * 丸太の防蟻処理方法 ※ 加圧式防蟻処理 ・() * 幹巻き用材料 ※ 幹巻き用テープ ・わら ・こも ・図示による								
23.3.1 新植の工法	* 支柱 ・添え柱形 ・鳥居形 ・ハツ掛け形 ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地下埋設形 ・図示による								
23.3.2 新植樹木の枯補償	* 新植樹木の枯補償期間 ※ 引渡日から1年間 ・()								
23.3.3 樹木の移植	* 支柱 ・添え柱形 ・鳥居形 ・ハツ掛け形 ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地下埋設形 ・図示による								
23.3.4 移植樹木の枯補償	* 移植樹木の枯補償期間 ※ 引渡日から1年間 ・()								
23.3.5 芝張、吹付けは種地被類	* 芝の種類 ※ コウライシバの類 ・ノシバの類 ・() ・図示による * 吹付けは種用種子 種類 ※ 洋芝類(23.4.2(3)(ア)による) ・() 量 ・() ・図示による								
23.3.6 芝張りの工法	* 地被類 種類、芽立数、径、単位面積当たりの株数 ・図示による ・() * 芝張り工法 平地 ※ 目地張り ・べた張り ・図示による 法面 ※ 目地張り ※ べた張り ・図示による								
23.3.7 芝張等の枯補償	* 芝張り、吹付けは種及び地被類の枯補償期間 ※ 引渡日から1年間 ・()								
23.4 屋上緑化									
23.4.1 植栽基盤	* 土壌層の厚さ ・() ・図示による * 排水層の種類 ・軽量骨材(層の厚さ) ・板状成形品 ・図示による * 土壌層 植込み用土の種類 ・人工軽量土 ※ 改良土 ・図示による								
23.4.2 材料	* 芝の種類 ※ コウライシバの類 ・ノシバの類 ・() ・図示による * 地被類 種類、芽立数、径、単位面積当たりの株数 ・図示による ・() * 樹木の樹種、寸法、株立数並びに刈込みものの適用及び数量 ※ 図示による ・() * 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※ 図示による ・()								
23.4.3 工法	* 風圧力に対応した工法(建設省告示第1458号) () * 支柱の設置及び形式 ※ 図示による ・() * かん水装置の設置及び種類 ※ 図示による ・()								
23.4.4 新植樹木、芝及び地被類の枯補償	* 新植樹木の枯補償期間 ※ 引渡日から1年間 ・() * 芝及び地被類の枯補償期間 ※ 引渡日から1年間 ・()								
23.5 屋上緑化									
23.5.1 植栽基盤									
23.5.2 材料									
23.5.3 工法									
23.5.4 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
23.5.5 工法									
23.6 芝張、吹付けは種地被類									
23.7 芝張りの工法									
23.8 芝張等の枯補償									
23.9 屋上緑化									
23.10 植栽基盤									
23.11 材料									
23.12 工法									
23.13 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
23.14 工法									
23.15 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
23.16 芝張、吹付けは種地被類									
23.17 芝張りの工法									
23.18 芝張等の枯補償									
23.19 屋上緑化									
23.20 植栽基盤									
23.21 材料									
23.22 工法									
23.23 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
23.24 工法									
23.25 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
23.26 芝張、吹付けは種地被類									
23.27 芝張りの工法									
23.28 芝張等の枯補償									
23.29 屋上緑化									
23.30 植栽基盤									
23.31 材料									
23.32 工法									
23.33 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
23.34 工法									
23.35 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
23.36 芝張、吹付けは種地被類									
23.37 芝張りの工法									
23.38 芝張等の枯補償									
23.39 屋上緑化									
23.40 植栽基盤									
23.41 材料									
23.42 工法									
23.43 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
23.44 工法									
23.45 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
23.46 芝張、吹付けは種地被類									
23.47 芝張りの工法									
23.48 芝張等の枯補償									
23.49 屋上緑化									
23.50 植栽基盤									
23.51 材料									
23.52 工法									
23.53 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
23.54 工法									
23.55 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
23.56 芝張、吹付けは種地被類									
23.57 芝張りの工法									
23.58 芝張等の枯補償									
23.59 屋上緑化									
23.60 植栽基盤									
23.61 材料									
23.62 工法									
23.63 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
23.64 工法									
23.65 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
23.66 芝張、吹付けは種地被類									
23.67 芝張りの工法									
23.68 芝張等の枯補償									
23.69 屋上緑化									
23.70 植栽基盤									
23.71 材料									
23.72 工法									
23.73 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
23.74 工法									
23.75 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
23.76 芝張、吹付けは種地被類									
23.77 芝張りの工法									
23.78 芝張等の枯補償									
23.79 屋上緑化									
23.80 植栽基盤									
23.81 材料									
23.82 工法									
23.83 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
23.84 工法									
23.85 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
23.86 芝張、吹付けは種地被類									
23.87 芝張りの工法									
23.88 芝張等の枯補償									
23.89 屋上緑化									
23.90 植栽基盤									
23.91 材料									
23.92 工法									
23.93 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
23.94 工法									
23.95 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
23.96 芝張、吹付けは種地被類									
23.97 芝張りの工法									
23.98 芝張等の枯補償									
23.99 屋上緑化									
24.00 植栽基盤									
24.01 材料									
24.02 工法									
24.03 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
24.04 工法									
24.05 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
24.06 芝張、吹付けは種地被類									
24.07 芝張りの工法									
24.08 芝張等の枯補償									
24.09 屋上緑化									
24.10 植栽基盤									
24.11 材料									
24.12 工法									
24.13 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
24.14 工法									
24.15 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
24.16 芝張、吹付けは種地被類									
24.17 芝張りの工法									
24.18 芝張等の枯補償									
24.19 屋上緑化									
24.20 植栽基盤									
24.21 材料									
24.22 工法									
24.23 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
24.24 工法									
24.25 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
24.26 芝張、吹付けは種地被類									
24.27 芝張りの工法									
24.28 芝張等の枯補償									
24.29 屋上緑化									
24.30 植栽基盤									
24.31 材料									
24.32 工法									
24.33 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
24.34 工法									
24.35 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
24.36 芝張、吹付けは種地被類									
24.37 芝張りの工法									
24.38 芝張等の枯補償									
24.39 屋上緑化									
24.40 植栽基盤									
24.41 材料									
24.42 工法									
24.43 新植樹木、芝及び地被類の枯補償									
24.									

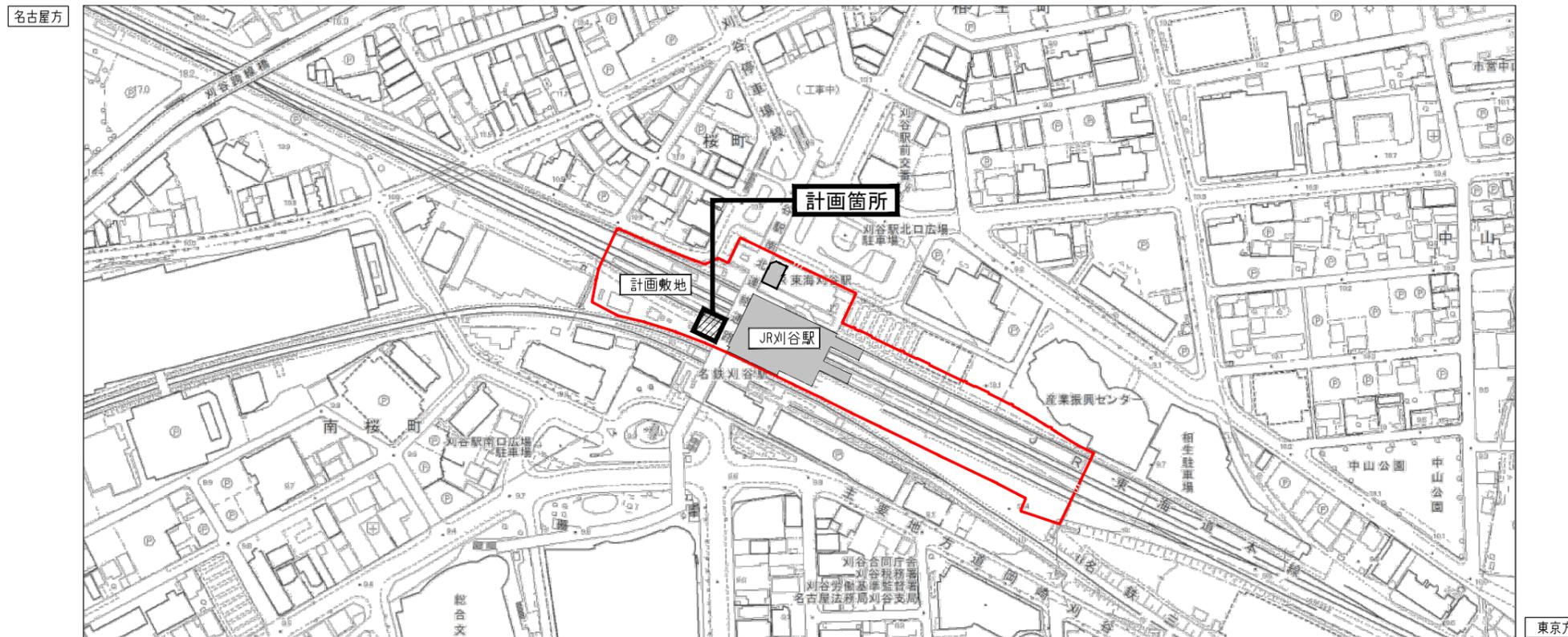
工事概要

工事概要			
工事名称	刈谷駅地域交流拠点施設内装整備設計業務委託	建築主	刈谷市 都市政策部 まちづくり推進課
建設地	愛知県刈谷市桜町1丁目55番地の一部 他15筆	所在地	愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地
主要用途	(区分 08990) 駅舎等(駅舎、旅行代理店)	電話番号	(0566)62-1022
工事種別	模様替え	工期	-

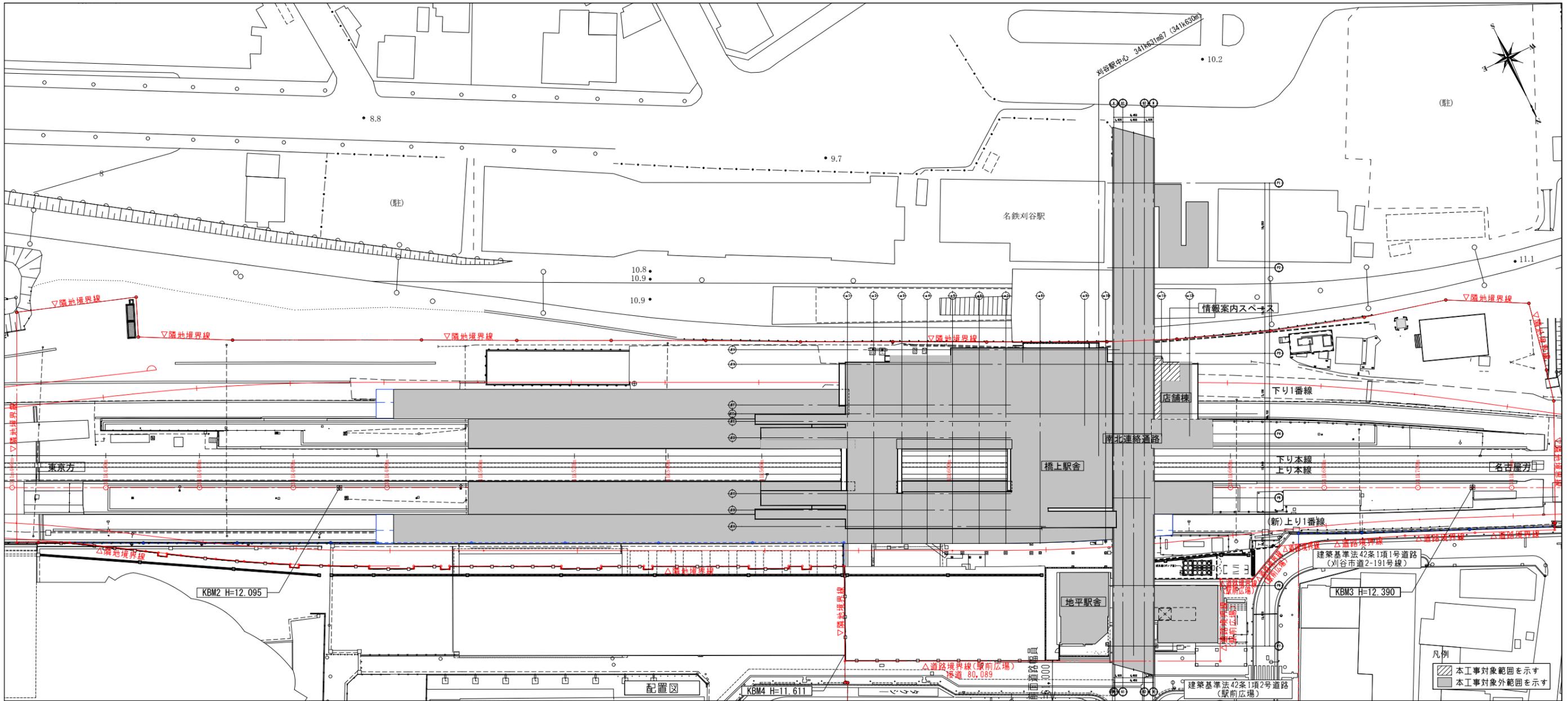
敷地概要		構造・規模	
敷地面積	17,413.68㎡	構造	S造
用途地域	都市計画区域内、市街化区域/商業地域	構造形式	ラーメン構造
防火地域	準防火地域	基礎	杭基礎
その他の地域地区	駐車場整備地区、特定都市河川流域区域、下水道処理区域	階数	地上2階
建蔽率/容積率	80% / 400%、敷地内建物：6.67% / 6.64%	建物高さ	最高の高さ：11,350m(橋上駅新設部)、12,810m(橋上駅既設部)、11,530m(店舗棟) 最高の軒高：10,510m(橋上駅新設部)、12,310m(橋上駅既設部)、10,880m(店舗棟)
設計GL 平均GL = T.Pレベル設定表			
設計GL	T.P+12.140	駅舎平均GL T.P+11.970	既設名古屋方橋上駅平均GL T.P+12.270
		店舗棟平均GL T.P+11.600	下り増築駅舎平均GL T.P+11.950
		建物独立部分別建物高さ	最高の高さ：11,370m(下り増築駅舎)、12,510m(既設名古屋方橋上駅)、11,530m(店舗棟) 最高の軒高：10,530m(下り増築駅舎)、12,010m(既設名古屋方橋上駅)、10,880m(店舗棟)

建物リスト						
名称	構造	階数	床面積(㎡)	申請面積(㎡)	備考	工事区分
橋上駅舎	S造	1階	19.73	-	既設 確認申請対象外	別途工事
	S造		65.66	-	新設 確認申請対象外	
	-		2.88	2.88	新設 確認申請対象	
	S造	2階	463.26	-	既設 確認申請対象外	
	S造		213.24	213.24	既設 確認申請対象	
	S造		617.15	-	新設 確認申請対象外	
	S造		672.33	672.33	新設 確認申請対象	
計			2,054.25	888.45		
地平駅舎	RC造	1階	157.88	157.88	既設 確認申請対象	今回工事
受水槽ポンプ室	基礎RC造	1階	5.88	5.88	新設 確認申請対象	
ゴミ置場2箇所	軽量鉄骨造	1階	10.50 (5.25×2)	10.50 (5.25×2)	新設 確認申請対象	
店舗棟	S造	2階	93.19	93.19	新設 確認申請対象	
店舗棟の内、地域交流拠点施設			店舗棟の内、34.19	店舗棟の内、34.19		

附近見取図



備考	工事名	刈谷駅地域交流拠点施設内装整備設計業務委託	刈谷市都市政策部まちづくり推進課		
	図面名	工事概要・附近見取図	図面No A-011	縮尺 N.S., 1/2,500 (A2)	年・月 R5・3



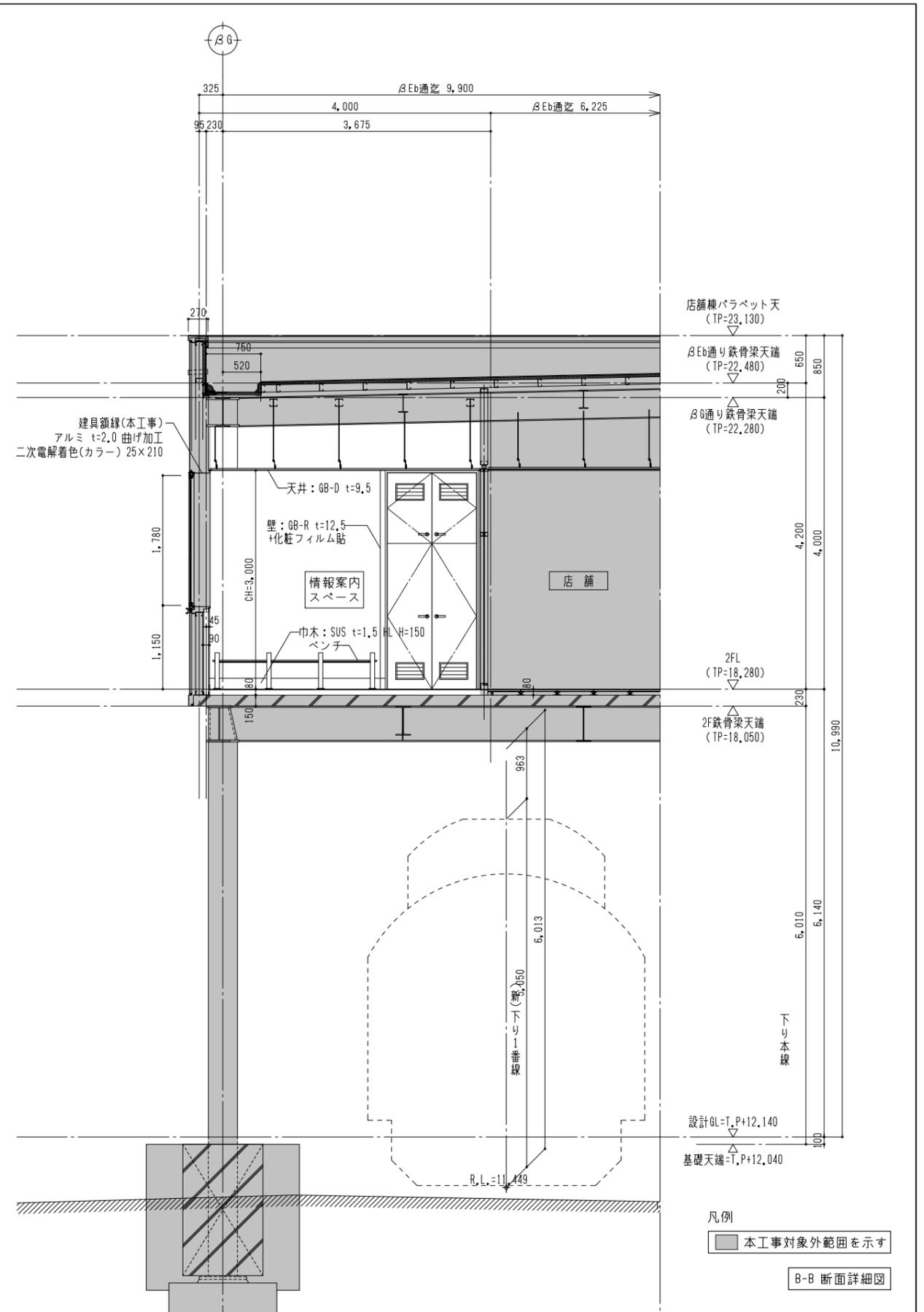
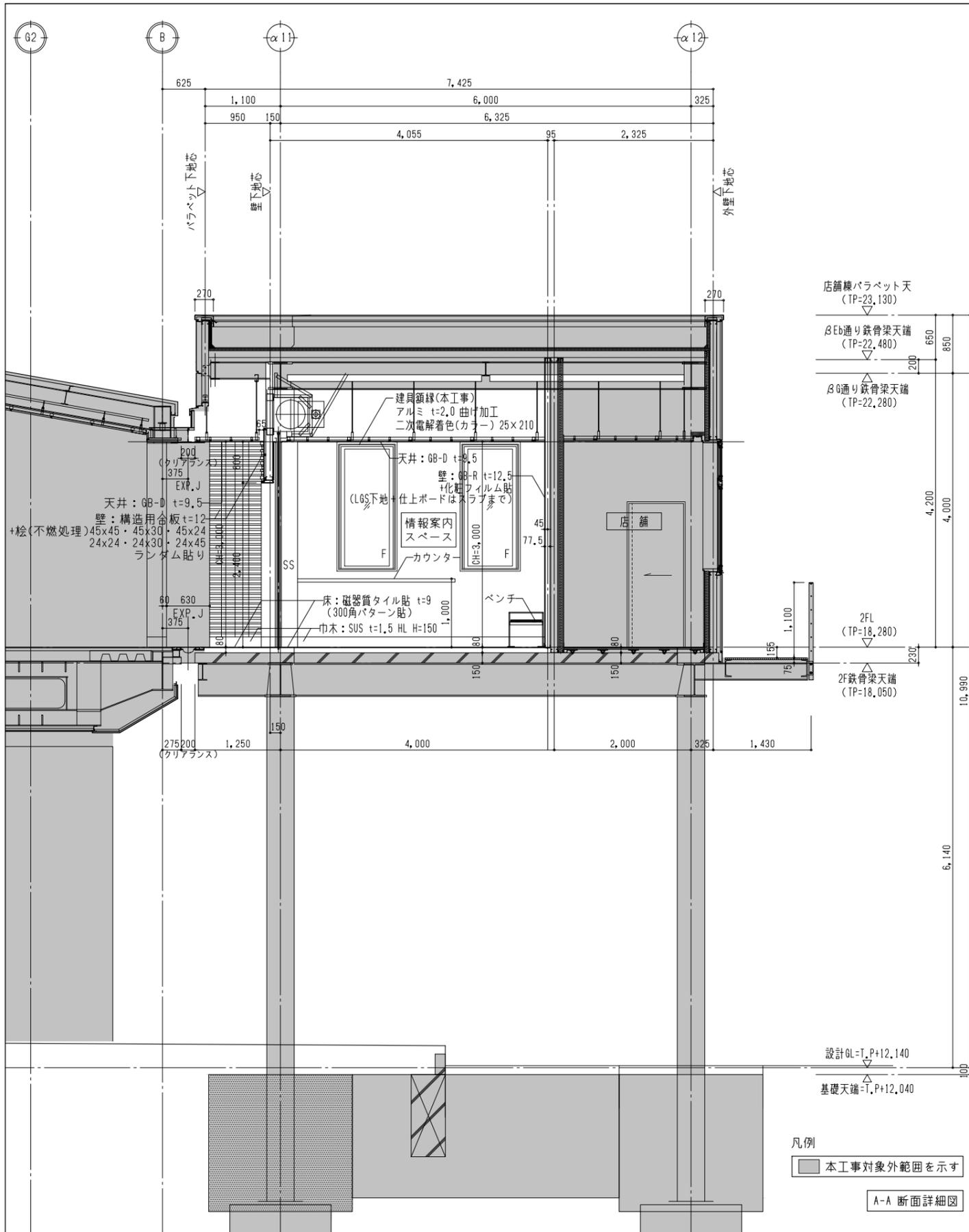
内部仕上表

* シックハウス対策の措置（建基第28条の2）として、特記無き限り、国土交通省 告示 第1113・1114・1115号に係る壁紙・合板・ボード・塗料・断熱材及び接着剤などの建築材料は、JIS・JAS規格F☆☆☆☆認定品又は、告示対象外のものを使用の事。
 * 建築材料の品質（建基第37条）として、指定建築材料は、JIS・JAS適合品又は大臣認定品を使用の事。 * クロールピロヒス及びアスベスト含有材は使用しないこと。

エリア	室名	床				巾木			壁			柱型			梁型			天井			内装制限 特記無き場合 準不燃	備考
		下地	仕上	躯体より 仕上迄	床 レベル	仕上	塗装	高さ	下地	仕上	塗装	下地	仕上	塗装	下地	仕上	塗装	下地	仕上	廻縁		
2階	情報案内スペース	M	磁器質タイル貼 300x300	+80	±0	SUS t=1.5 HL	-	150	LGS	GB-R t=12.5 + 化粧フィルム貼 一部：GB-R t=12.5 一部：構造用合板t=12 + 栓（不燃処理）45x45・45x30 ・45x24・24x24・24x30・24x45 ランダム貼り 一部：アルミパネル t=2.0 曲げ加工	-	S	アルミパネル t=2.0 曲げ加工	-	-	-	LGS	GB-D t=9.5	塩ビ	3,000	消火器・消火器BOX（別途工事） カウンター、ベンチ	
	機器室倉庫	M	磁器質タイル貼 300x300	+80	±0	SUS t=1.5 HL	-	150	LGS	GB-R t=12.5 EP	-	-	-	-	-	-	LGS	GB-D t=9.5	塩ビ	3,000		

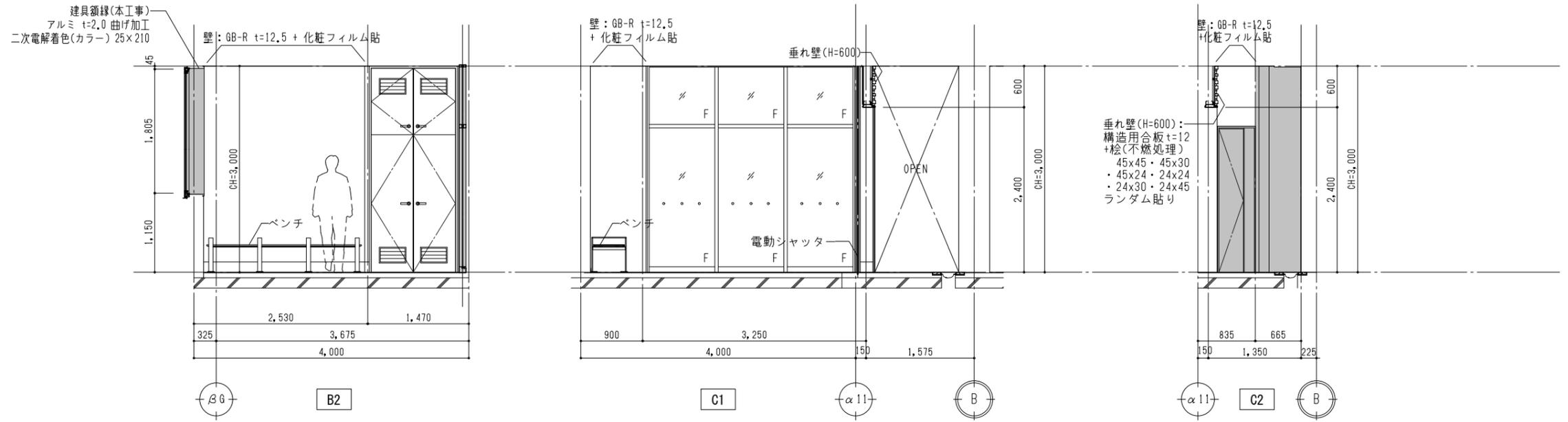
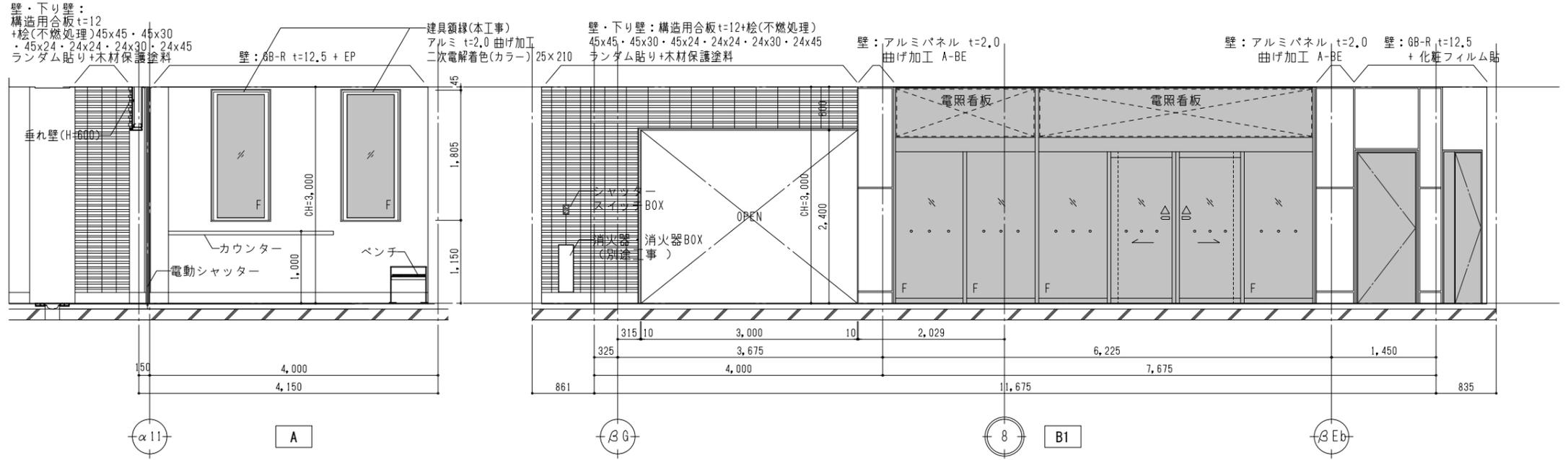
表示 略号	防火材料		耐火構造		不燃材料		準不燃材料		特記事項・注記						
	防火材料 認定番号	耐火構造 認定番号	不燃材料 認定番号	準不燃材料 認定番号	防火材料 認定番号	耐火構造 認定番号	不燃材料 認定番号	準不燃材料 認定番号							
EP	合成樹脂エマルジョン塗料仕上	UC	ポリウレタン樹脂系クリヤ仕上	ALC	軽量気泡コンクリート	DP	壁 軸	AB	アルミ製壁ボックス+透光カーテン	GB-NC2	不燃繊維せっこうボード（化粧）	耐火構造		特記事項・注記	
OP	油性調合ペイント仕上	OS	油性ステイン仕上	S	スチール	HL	ヘアライン仕上	BB	アルミ製ブラインドボックス+ブラインド	FB	繊維混入せっこうボード	耐火構造		化粧フィルム：アイカ工業（株）オルティノフィルム同等品以上とする。	
SOP	合成樹脂調合塗料仕上	OSV	油性ステインワニス仕上	SUS	ステンレス鋼（304）特記なき限り	HDZ55	溶融亜鉛メッキ（最小膜厚4.5ミリ以上）	VAT	ノンアスベストビニルタイル	RB	ロックウール化粧吸音板	耐火構造		木材保護塗料：オスモ&デーデル（株）オスモカラー同等品以上とする。	
GP	塩化ゴム系塗料仕上	OSW	油性ステインワニス仕上	LGS	軽量鋼製下地材	HDZ45	溶融亜鉛メッキ（最小膜厚3.2ミリ以上）	VT	ホモジニアスピニルタイル	ケイカル板	けいカルシウム板	耐火構造		スチールパーティション：小松ウォール工業 マイティー70同等品以上とする。	
FE	フタル酸樹脂系塗料仕上	複層塗料E	合成樹脂エマルジョン系	FB	フラットバー	HDZ35	溶融亜鉛メッキ（最小膜厚1.6ミリ以上）	GB-R	せっこうボード	FB	フレキシブル板	耐火構造		磁器質タイル：ミノアル JKF-40 同等品以上とする。	
VE	溶剤形塩化ビニル樹脂系塗料仕上	複層塗料RE	反応硬化型合成樹脂エマルジョン系	VP	硬質塩化ビニル管（一般管）	FF	乾式通気二重システム+冷板 t=12+12+5.5 （水まわり：最下層は耐水合板t=12とする） 壁際のみ層強支持脚使用のこと （壁保護：コンクリート全コア仕上）	GB-R-H	硬質せっこうボード	FFB	フォームポリスチレンボード	耐火構造		塗料塗装：法定材料+EP	
UE	ポリウレタン樹脂系塗料仕上	A-BE	アクリル樹脂系地付塗料仕上	VU	硬質塩化ビニル管（薄肉管）			GB-F	強化せっこうボード	SP	スチールパーティション（見込0・不燃対防）	耐火構造		栓（不燃処理）	
AE	アクリル樹脂系塗料仕上	NAD	アクリル樹脂系非水分散型塗料	SGP	配管用炭素鋼管（白管）	SLF	均しモルタル（セルフレベリング工法）	GB-S	耐水せっこうボード	TB	トレイス（特殊フェノール樹脂板）	耐火構造		GB-R（せっこうボード）：t=9.5 NW-8619	
MP	多彩模様塗料仕上	RC	鉄筋コンクリート	HP	導心力炭素コンクリート管	JB	ジェットバーナー仕上げ	GB-D	化粧せっこうボード	UB	ユニットバス	耐火構造		GB-D（化粧せっこうボード）：t=9.5 QW-9828	
CL	クリヤラッカー仕上	CB	コンクリートブロック	RD	ルーフドレン	CR	カーテンレールビニルカーテン	GB-NC1	不燃繊維せっこうボード	US	ユニットシャワールーム	耐火構造		GB-D（化粧せっこうボード）：t=9.5 QW-0524	

備考	工事名	川谷駅地域交流拠点施設内装整備設計業務委託	川谷市都市政策部まちづくり推進課
	図面名	配置図・内部仕上表	図面No A-012 縮尺 1/600(A2) 年・月 R5・3



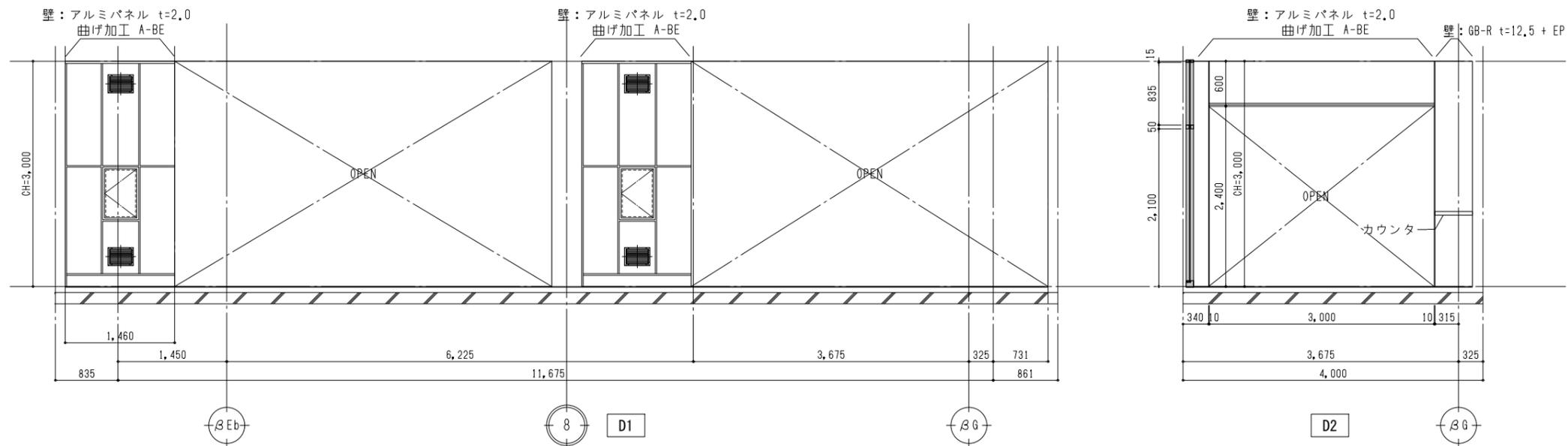
備考	工事名	刈谷駅地域交流拠点施設内装整備設計業務委託		
	図面名	断面詳細図		
	川谷市都市政策部まちづくり推進課	図面No	縮尺	年・月
		A-014	1/50(A2)	R5・3

室名	情報案内スペース
天井	LGS下地 GB-D t=9.5 廻り縁：塩ビ
柱型	LGS下地 アルミパネル t=2.0 曲げ加工 A-BE
壁	LGS下地 GB-R t=12.5 + 化粧フィルム貼 一部：GB-R t=12.5 + EP 一部：構造用合板 t=12 + 桧(不燃処理)45x45・45x30 ・45x24・24x24・24x30・24x45 ランダム貼り 一部：アルミパネル t=2.0 曲げ加工 A-BE
巾木	SUS t=1.5 HL H=150
床	M下地 磁器質タイル貼 t=9 300x300
備考	消火器・消火器BOX (別途工事) カウンター・ベンチ

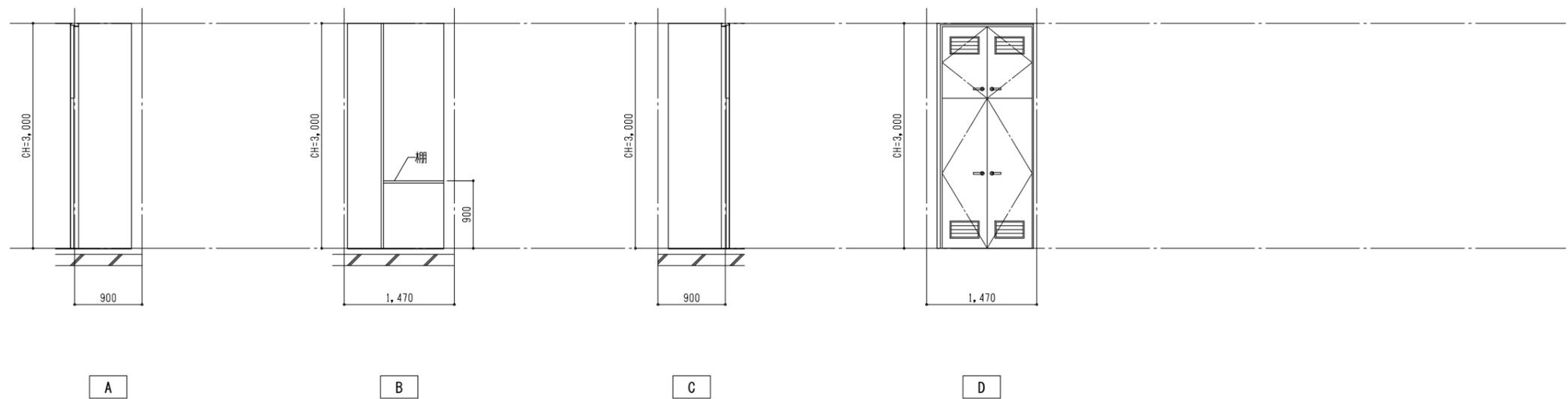


凡例
 本工事対象外範囲を示す

備考	工事名	刈谷駅地域交流拠点施設内装整備設計業務委託	刈谷市都市政策部まちづくり推進課		
	図面名	展開図(1)	図面No	縮尺	年・月
			A-015	1/50(A2)	R5・3

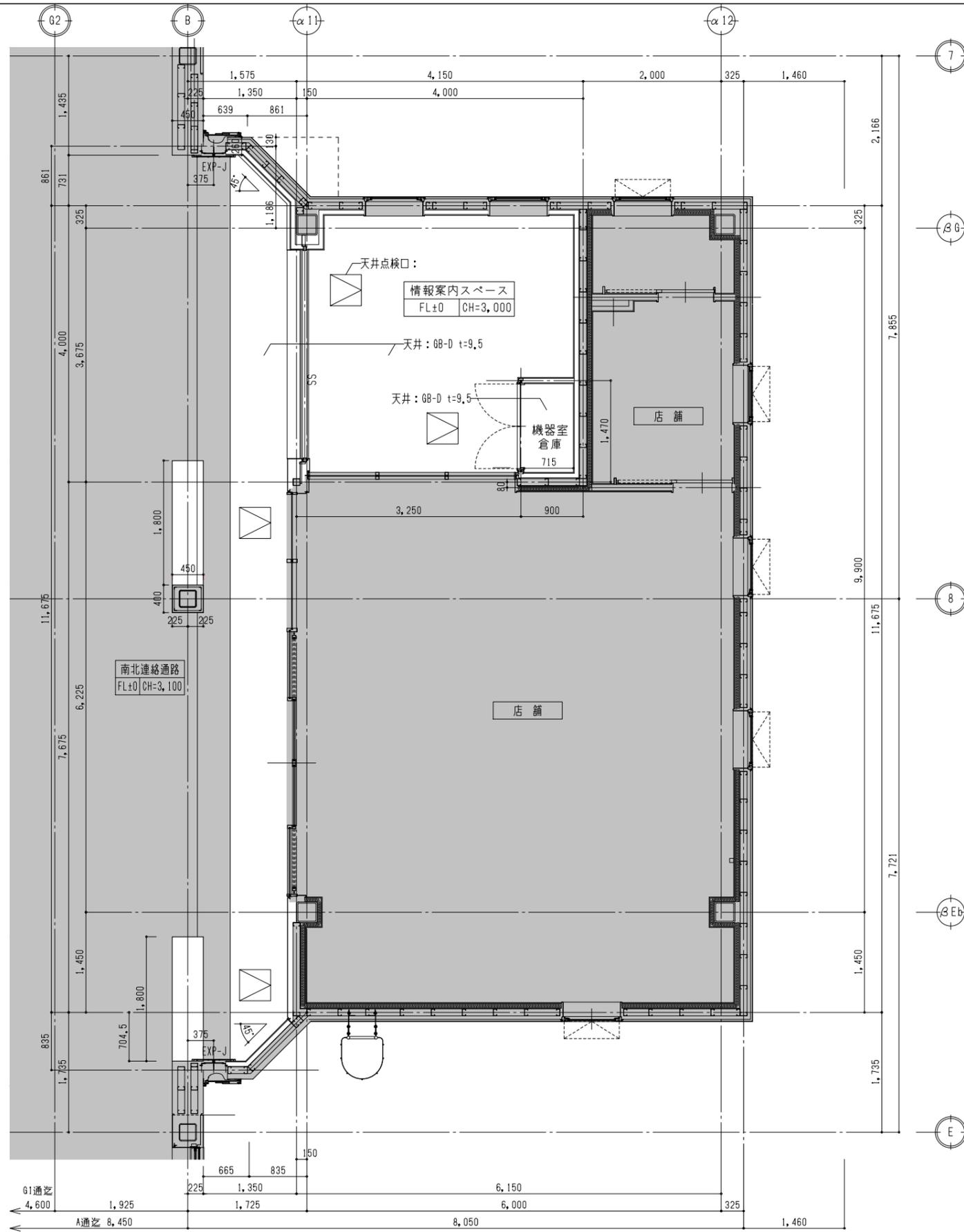


室名	機器室倉庫
天井	LGS下地 GB-D t=9.5 廻り縁: 塩ビ
柱型	-
壁	LGS下地 GB-R t=12.5 EP
巾木	SUS t=1.5 HL H=150
床	M下地 磁器質タイル貼 t=9 300x300
備考	



凡例
 本工程対象外範囲を示す

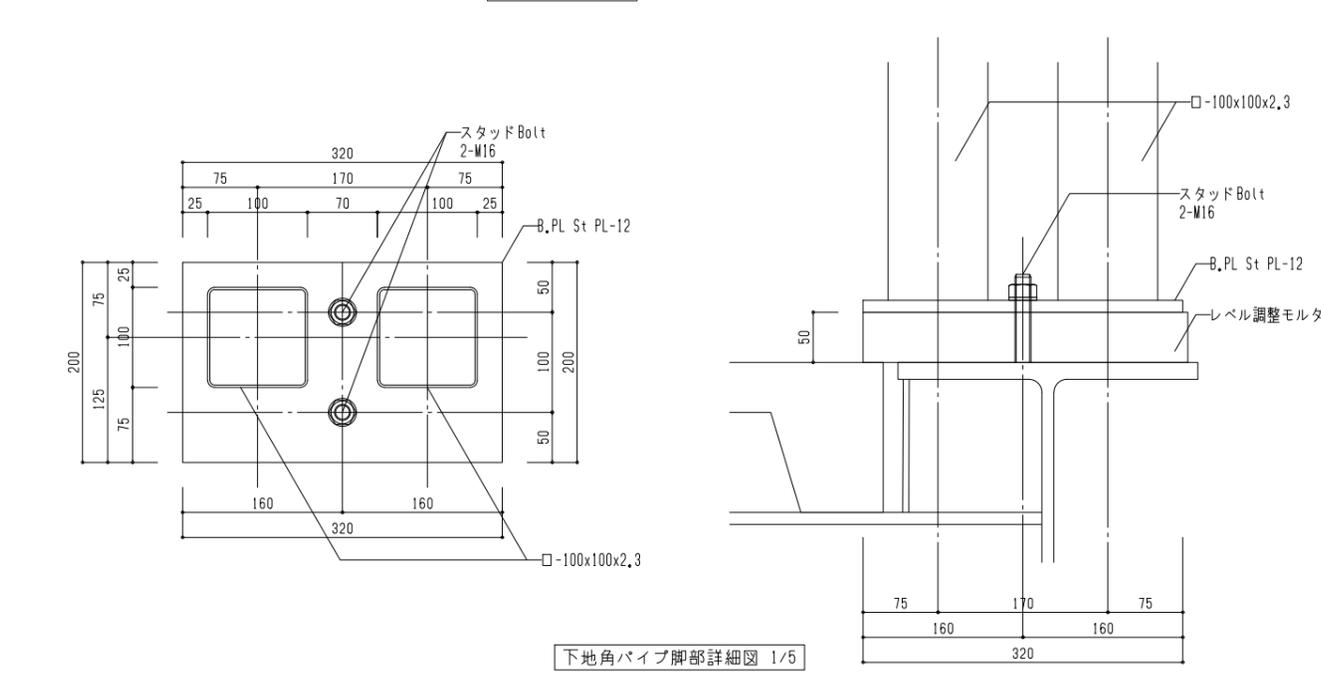
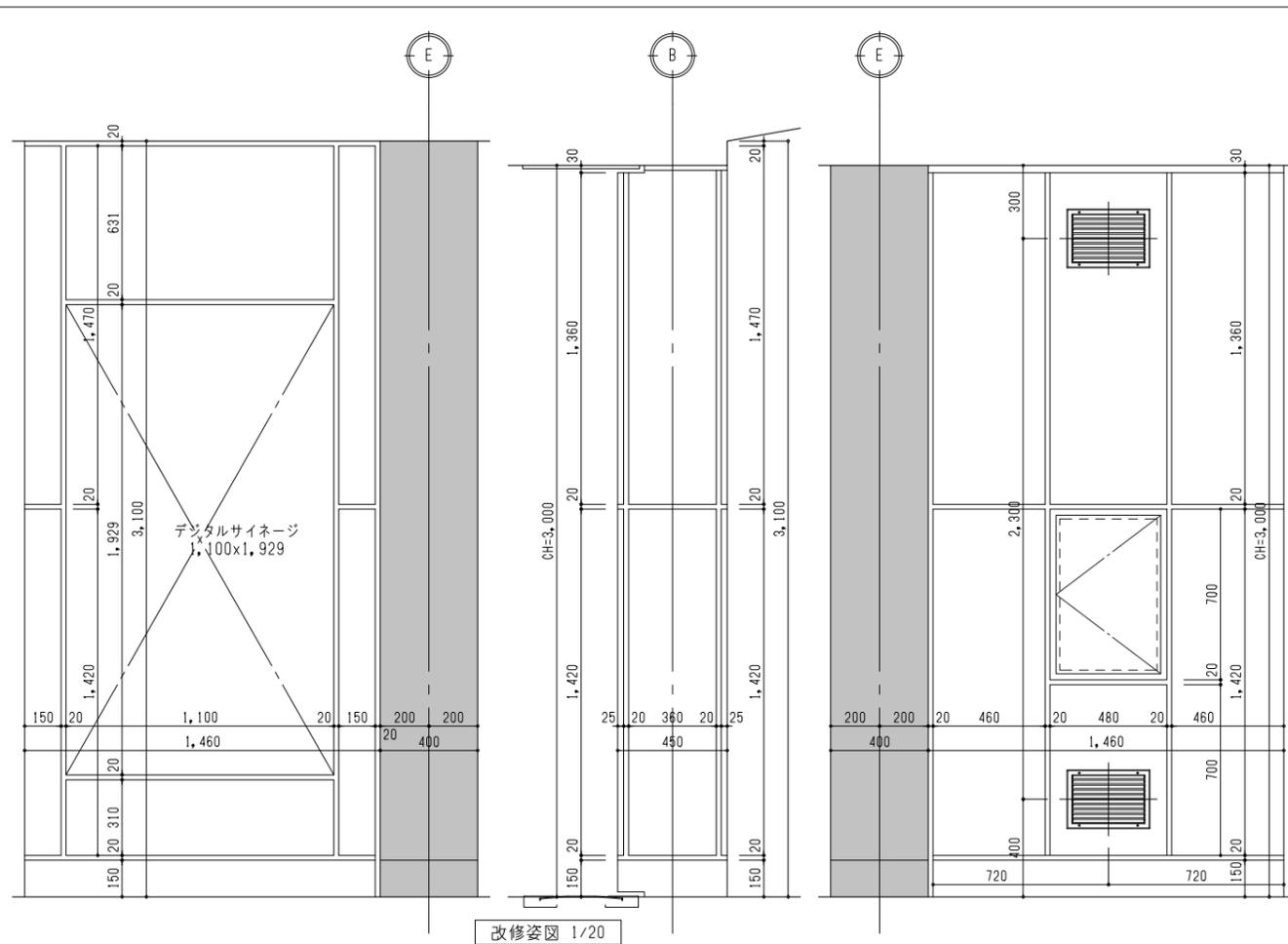
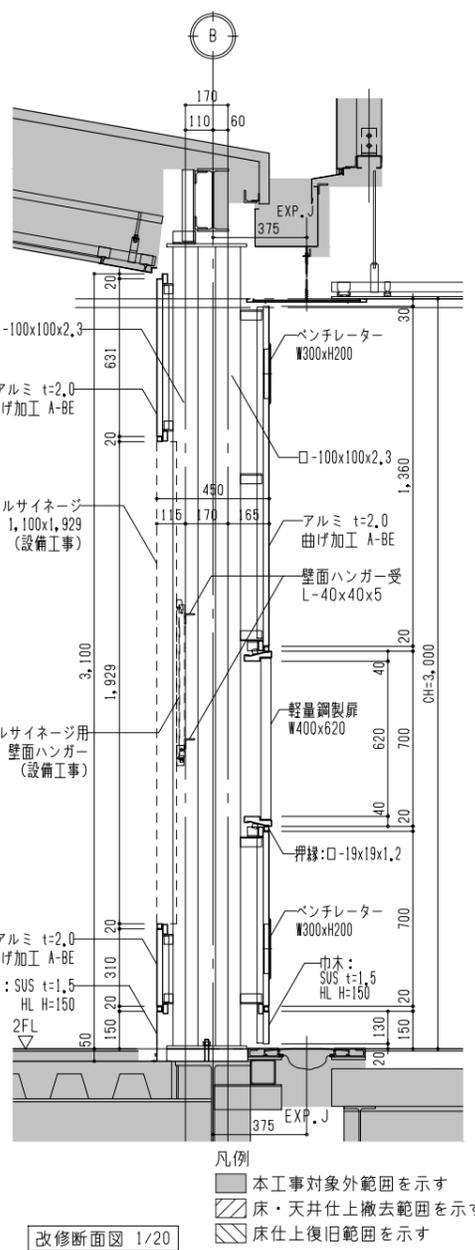
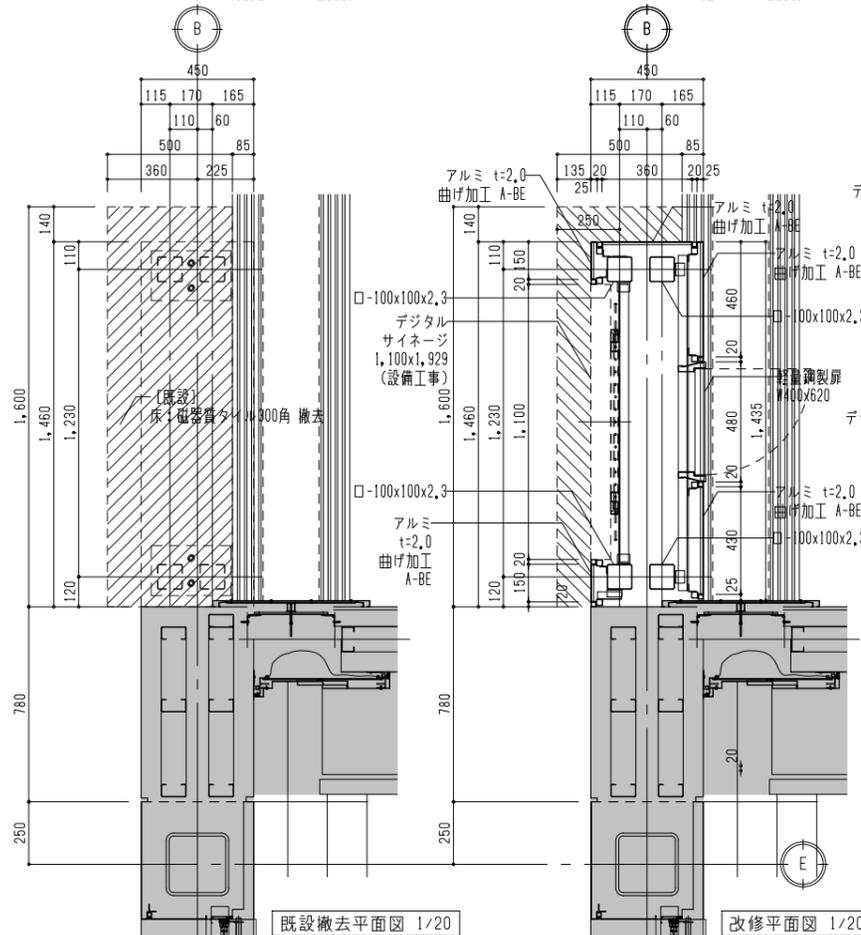
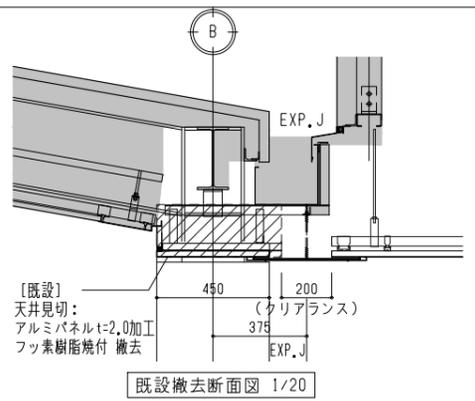
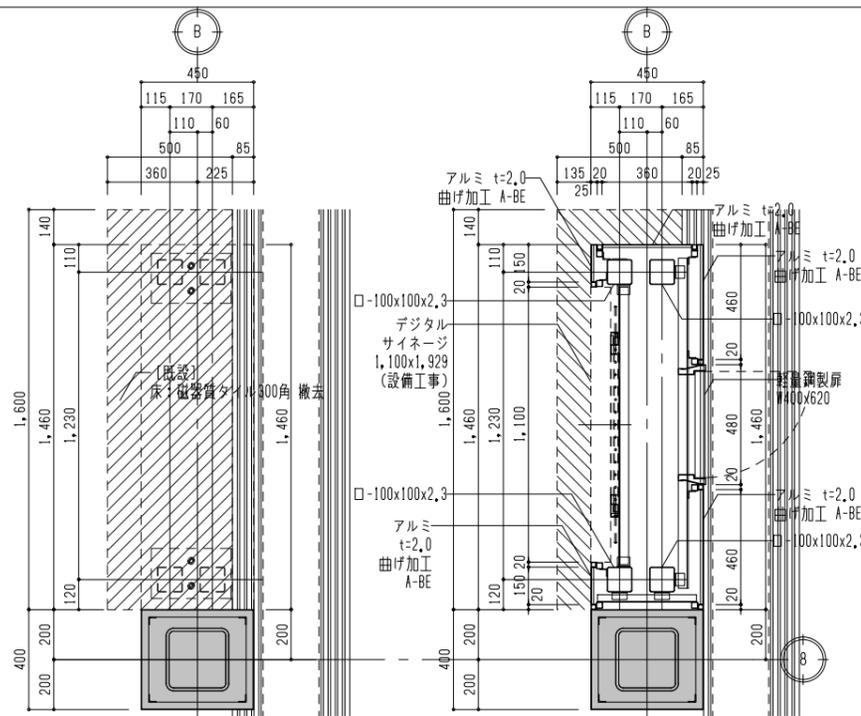
備考	工事名	刈谷駅地域交流拠点施設内装整備設計業務委託	刈谷市都市政策部まちづくり推進課		
	図面名	展開図(2)	図面No	縮尺	年・月
			A-016	1/50(A2)	R5・3



- 凡例
- 本工事対象外範囲を示す
 - △ 天井点検口 450口を示す (目地タイプ・落下防止ワイヤー)

備考	工事名	刈谷駅地域交流拠点施設内装整備設計業務委託	刈谷市都市政策部まちづくり推進課	
	図面名	天井伏図	図面No A-017	縮尺 1/50(A2)
			年・月	R5・3

<p>電動式重量グリルシャッター廻り詳細図 1/20</p> <p>天井: GB-D t=9.5</p> <p>天井: GB-D t=9.5</p> <p>アルミパネル t=2.0 曲げ加工 A-BE</p> <p>壁・下り壁: 構造用合板 t=12 + 桧(不燃処理) 45x45・45x30・45x24・24x24・24x30・24x45 ランダム貼り</p>	<p>ボード類の上、塗装・壁紙張り等 ボード類(継目処理工法) 1/5</p> <p>仕上材 ジョイントテープ ジョイントセメント テーパー目地</p> <p>※下地張りのない場合</p>	<p>T形取合い (継目処理工法) 1/5</p> <p>[-65×45×0.8]</p> <p>ジョイントテープ張りの上、 ジョイントコンパウンド塗り</p> <p>※下地張り無しの場合</p>	<p>L形取合い (継目処理工法) 1/5</p> <p>コーナートープ張りの上、 ジョイントコンパウンド塗り</p> <p>ジョイントテープ張りの上、 ジョイントコンパウンド塗り</p> <p>※下地張り無しの場合</p>	<p>間仕切軽量鉄骨壁下地標準納まり (一般天井迄 ランナー・野縁 並行時) 1/5</p> <p>野縁受</p> <p>タッピンネジ Φ900程度</p> <p>ランナー</p> <p>廻り縁 (塩ビ製)</p> <p>LGS壁下地</p> <p>野縁</p> <p>スペーサー Φ600内外</p> <p>外側 仕上材</p> <p>※S=LGS65型 ※仕上材は仕上表による</p>	<p>間仕切軽量鉄骨壁下地標準納まり (一般天井迄 ランナー・野縁 直角時) 1/5</p> <p>野縁受</p> <p>タッピンネジ Φ900程度</p> <p>ランナー</p> <p>廻り縁 (塩ビ製)</p> <p>野縁</p> <p>スペーサー Φ600内外</p> <p>※S=LGS65型 ※仕上材は仕上表による</p>
<p>天井: GB-D t=9.5</p> <p>天井: GB-D t=9.5</p> <p>アルミパネル t=2.0 曲げ加工 A-BE</p> <p>壁・下り壁: 構造用合板 t=12 + 桧(不燃処理) 45x45・45x30・45x24・24x24・24x30・24x45 ランダム貼り</p>	<p>間仕切軽量鉄骨壁下地標準納まり (下部) 1/5</p> <p>外側 仕上材 (ジョイント処理) スペーサー Φ600内外</p> <p>打込みピンΦ900内外</p> <p>ランナー</p> <p>巾木</p> <p>床仕上材</p> <p>※S=LGS65型～100型 ※仕上材は仕上表による</p>	<p>床用磁器タイル 1/5</p> <p>床用磁器タイル貼 張付モルタル t=3</p> <p>下地モルタル</p> <p>6×10</p> <p>60(30) 20 80(60)</p> <p>※床用磁器タイル 目地共100×100～200×200程度、 厚さ7mm～20mmの場合 ※外部仕様の場合は、10㎡毎に伸縮目地を設ける。 (コンコース含む)</p>	<p>鋼製軽量建具枠 (平面) 1/5</p> <p><軽量鉄骨壁></p> <p>開口補強</p> <p>旗丁番の場合 ピボットヒンジの場合 PL-2.3以上</p> <p>▽仕上面</p> <p>△仕上面</p> <p>溶接</p> <p>溶接</p> <p>L-15×15×1.6</p> <p>建具枠: t=1.6</p> <p>※戸当りゴムは、片開きの場合は縦枠、両開きの場合は上枠に取り付ける。 ※旗丁番を使用する場合は、堀込・面付どちらも可とする。 ※塗装仕様、建具寸法は建具表による。 ※チリ寸法は10mmは設計寸法とする。</p>	<p>鋼製軽量建具枠 (断面) 1/5</p> <p><軽量鉄骨壁></p> <p>仕上面</p> <p>壁厚</p> <p>▽仕上面</p> <p>△仕上面</p> <p>溶接</p> <p>開口補強</p> <p>L-15×15×1.6</p> <p>建具枠: t=1.6</p> <p>※戸当りゴムは、片開きの場合は縦枠、両開きの場合は上枠に取り付ける。 ※旗丁番を使用する場合は、堀込・面付どちらも可とする。 ※塗装仕様、建具寸法は建具表による。 ※チリ寸法は10mmは設計寸法とする。</p>	<p>機器室倉庫棚 詳細図 1/20</p> <p>棚板</p> <p>構造用合板 t=24 +木材保護塗料 (口500×800×24)</p> <p>CT-50×100×6×8 SOP Φ600以内</p> <p>L-30×30×3 L-30×30×3 □-60×30×2.3 FB-3×32 Φ600以内 (外壁下地に溶接)</p> <p>壁: GB-R t=12.5 + EP</p>
<p>ベンチ詳細図</p> <p>アルミパネル t=2.0 曲げ加工 A-BE</p> <p>シャッター下地受 L-25×25×3 Φ600</p> <p>アルミパネル t=2.0 曲げ加工 A-BE</p> <p>アルミパネルの目地は全て押縁: □-19×19×1.2とする。</p>	<p>ベンチ詳細図 1/10</p> <p>檜板 t=9.0(不燃処理) 構造用合板 t=12.0 木材保護塗料</p> <p>ジョイント</p> <p>ジョイント</p> <p>断面(短辺)</p>	<p>カウンター詳細図 1/10</p> <p>カウンター: 檜板 t=9.0(不燃処理) +構造用合板 t=12 +木材保護塗料</p> <p>CT-50×100×6×8 SOP Φ600以内</p> <p>L-30×30×3 L-30×30×3 □-60×30×2.3 FB-3×32 Φ600以内 (外壁下地に溶接)</p> <p>C-60×30×2.3 Φ600以内</p> <p>壁: GB-R t=12.5 + EP</p> <p>巾木: SUS t=1.5 HL H=150</p> <p>□-60×30×2.3</p> <p>カウンター及びCT鋼は角部面取りとすること 檜板+構造用合板は接着張りとする</p>			
<p>備考</p>	<p>工事名 刈谷駅地域交流拠点施設内装整備設計業務委託</p> <p>図面名 部分詳細図</p> <p>刈谷市都市政策部まちづくり推進課</p> <p>図面No A-018</p> <p>縮尺 1/5, 10, 20 (A2)</p> <p>年・月 R5・3</p>				



- 凡例
- 本工事対象外範囲を示す
 - ▨ 床・天井仕上撤去範囲を示す
 - ▧ 床仕上復旧範囲を示す

アルミパネルの目地は全て押縁:□-19x19x1.2とする。
ファンはスガツネ(株)「G58-3020」同等品以上とする。

備考	工事名	川谷駅地域交流拠点施設内装整備設計業務委託		
	図面名	デジタルサイネージ詳細図		
	図面No	A-019	縮尺	1/5, 20(A2)
			年・月	R5・3
				川谷市都市政策部まちづくり推進課